

議 事 日 程

平成30年第3回浜中町議会定例会

平成30年9月12日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	請願第 1 号	北海道でのオスプレイ飛行を直ちに中止することを求める請願
日程第 7	発議案第 4 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 8		一般質問
日程第 9	議案第 5 5 号	浜中町ふれあい交流・保養センター設置条例の制定について
日程第 1 0	議案第 5 6 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 1 1	議案第 5 7 号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 1 2	議案第 5 8 号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第 1 3	議案第 5 9 号	町道路線の認定について
日程第 1 4	議案第 6 0 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 5	議案第 6 1 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 6	議案第 6 2 号	工事請負契約の締結について

日程第 1 7	議案第 6 3 号	工事請負契約の締結について
---------	-----------	---------------

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただ今から平成30年第3回浜中町議会定例会を開会します

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって4番中山議員及び5番秋森議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から、本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から13日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本定例会の会期は、本日から13日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。本日第3回浜中町議会定例会に議員全員の

御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 請願第1号北海道でのオスプレイ飛行を直ちに中止することを求める
請願

○議長（波岡玄智君） 日程第6 請願第1号を議題とします。

職員に請願書を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） (請願第1号 朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 本件について、趣旨説明を求めます。

1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 貴重な時間をいただきまして趣旨説明を行いたいと思います。

実は、請願を9月5日に提出しまして、この10日から始まる日米共同訓練に対しての意見書、オスプレイ来るなという趣旨で意見書を提出しましたが、6日の北海道新聞において、胆振東部地震という事もありまして、今回は中止という事が報道されました。私たちは、この中止になった事について、今回この請願をおろすのではなくて、今後も日米共同訓練は実施されるという想定の上に、この趣旨を皆さんに分かっていただいて、請願が通る様をお願いしたいと思っています。

なお、この請願が通った際には、文面を実施時期など明記されているところを削除しまして、オスプレイは、北海道並びに矢臼別に来るなという文面に変えて意見書を各方面に送りたいと考えております。

それで補足説明をいたします。まずオスプレイについて、オスプレイの大きさは、総重量1万5030キログラム15トン垂直方向に降下、上昇する事が出来る離着陸モー

ドと普通の飛行機のように水平に進む固定翼モードとその切り替えの転換モードがあります。最大時速120キロ航続距離は3900キロ、沖縄普天間基地から中国、北朝鮮、南西諸島まで到達でき、飛行範囲は半径600キロとしています。輸送兵数は24名、貨物は9100キログラム最高飛行高度7500メートル空中給油が出来る従来の大型ヘリ CH45型大きなヘリコプターでプロペラが前後に2つ付いている型ですが、これよりも倍の機能を有しております。全国の飛行ルートは、東北地方、日本上信越地方そして中国地方に加えて今度の北海道ルートです。それぞれ名前が付いているのですが今回予定されている北海道のルートについては、どの様なルートなのか、カラーの名前が付いているんですがピンクやブルー、グリーンその様なルートの名前が付いているのですが今回、呼び名については公表されておられません。1971年航空自衛隊がF86ファントム戦闘機と全日空機が岩手県雫石上空で衝突事故がありました。それ以来、戦闘機の訓練は、陸内ではなく海上に切り替えて行ってきました。今、示した様に沖縄を除く7つのルートは、人口密集地であろうが山岳地帯であろうが構わず実施するのがオスプレイ飛行訓練の特徴です。アメリカでは、騒音がうるさい、欠陥機で事故多発死亡事故が多い事からウィドメーカー未亡人作成機と称され人口密度の人や家畜の住むところなどの地域では、反対運動が広がる事でアメリカではオスプレイ本来の訓練が出来ておりません。悲しいかな日米安保条約に基づく日米首脳会談で上記の様に演習が日本全土に亘って展開される状態にあります。しかし、元々海兵隊は、殴り込み部隊と称され戦闘状態のところに兵員や兵器を運びそこから戦闘を拡大する部隊でありますから低空飛行で敵のレーダーに映らない範囲の訓練となっています。海上すれすれ山岳すれすれの飛行、地上から60メートル以下の飛行訓練が求められています。オスプレイの事故はこの間、沖縄で不時着陸する事故が3件もおきています。その内2件は、海に墜落して大破し隊員の安否も発表されておられません。事故原因も発表しないばかりか日本の捜査機関や沖縄県知事さえも立ち会う事の出来ない状況です。事故の多くは、離着陸モードから水平に進む固定翼モードに変わる転換モードでバランスを崩して墜落したり離着陸時に粉じんを巻き上げる事からエンジンにその粉じんを吸い込む事でのエンジントラブルによるもの、給油中の給油ホースのプロペラが触れてバランスを崩して墜落する事だが構造上の欠陥機とも言われ未完成の状況と指摘する学者もおります。日米共同訓練は、先ほど町長からも報告がありましたが日米双方で1250人の兵員を動員して6機のオスプレイを使用しての訓練だと言います。

今後アメリカの戦闘機は、このオスプレイを中心とした紛争地域でも戦闘が主力となる方向であります。首都東京の横田基地でのオスプレイ廃止、山口県の岩国でもオスプレイ廃止、既に沖縄では、オスプレイの着陸隊が北部訓練場などに18箇所、中部訓練所、名護市には31箇所南部の普天間、嘉手納基地には、17箇所ヘリパッドが設置されております。昨年、矢臼別演習場にトラックで運んだ業者運転手の話では、矢臼別周辺市町村のトラック1000台分の砂や砂利を組んだと聞いています。ヘリパッドを少なくとも2機は作ったものと予想されます。先日、胆振東部地震がありました。全道で停電による大きな被害がありました。浜中町では、基幹産業の酪農に大きな被害を及ぼしました。大きな被害を受けた方には、直接的な支援が求められています。ここで分かったのは、牛の体は、環境の違い、様々な情勢に敏感であり、命を落とす牛もいると報道されております。お金の換算されない被害が多数これからも見られる事でしょう。先日オスプレイの訓練の反対のお知らせを持って農家回りをしました。途中、胆振東部地震もあって中断しましたが、北海道にオスプレイ来るな、矢臼別に来るなと書いてある大きなチラシを持って回りましたが、250戸ある農村地帯の3分の1で終わってしまいました。地震があった為に続けられなかったんです。農民の関心は高く、私たちは、気を良くしております。生き物を飼う地域におけるオスプレイ訓練は、許されません。町長の報告にありました様に農民が反対するものは、私も反対ですと大変な全国的な状況の中で町長自身の意思を明確に去年も今年も述べていただきました。どうかこの議会におきましても農業者の生活をしっかり守って行く事からもオスプレイ来るなの請願を賛成してださせていただきたいと切にお願いして補足説明を終わります。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なしと呼ぶ者あり」）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

ありませんか。

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これから請願第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

◎日程第7 発議案第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 発議案第4号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （発議案第4号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、趣旨説明、質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第4号を採決します。

お借りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第8 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 通告に従いまして質問いたします。1つ目は、浜中町の全ての賃金労働者及び年金生活者の世帯に対してへき地手当の支給を求めるという項目であります。浜中町のまちづくりについて最大の課題は、人口減少に歯止めをかける事にあります。職場はあるけれども、介護士や役場臨時職員など働く人を募集してもなかなか応募してもらえず、今年は特に困っていると思います。次に、質問書にあります様に介護士や役場臨時職員、酪農ヘルパー、漁業の陸廻り、建設労働者、運輸労働者などなかなか他所から来てもらえない事について浜中町の状況は、どの様になっていて困っている点を具体的に述べていただきたいと思います。

それと介護士の職場では、どの様になっているのか簡単に説明いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 6月定例会でも御質問をいただきましたけれども、野いちごで働いている介護福祉士の状況ですけれども、募集しても来てもらえないという状況であります。少しずつ新年度に向けて今、いろいろな制度を作りましたが、なかなか福祉現場では、介護士を確保できないという現状は、変わっていないという事になっています。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 役場職員の状況は、どの様になっていますか。

総務課長。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 現状で申し上げますと自治会配布で月始めに配布させていただいて中旬くらいまでの申し込み期限と言う形でださせていただいております。依然として看護師1名それから事務1名を募集しておりますけれども、まだ応募がない状況で

す。引き続き応募のチラシを入れさせていただいている状況になっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 酪農ヘルパーについては、如何ですか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 御質問にお答えしたいと思います。6月の定例議会の中でも、酪農ヘルパーの現在の状況につきましてお答えさせていただいたところでもありますけれども全道的に酪農ヘルパーの確保にどこの町村も大変苦労しているという事で特に現在、酪農ヘルパーの成り手が比較的北海道中でも十勝の方に人が流れていると言う状況で釧根の地域では、なかなか酪農ヘルパーの確保が大変難しいという様な状況を伺っております。本町においても酪農ヘルパーは、研修者就農者研修牧場の確保と共に酪農ヘルパーの確保に向けて全国各地の就農相談や就農フェアで確保に向けた取り組みを現在も行っているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 昆布の陸廻りさんの現状は、どうなっていますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。6月の定例会の中でも御報告いたしました。その中で漁業者、漁協等に陸廻りについて聞いた中では、大変厳しい状況にあるというふうに伺っております。

また労働者アンケートを実施しました。まだ、まとまっておりませんが、その中でも、やはり陸廻りさんがいなくて困っているという事が書かれておりますので、まとも次第議員の皆様にご報告したいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 建設労働者及び運輸関係の労働者については、どうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 建設業界におきましても鉄筋工や型枠工それから板金工が足りないという事を前回、御説明いたしました。建設業協会からしますと20年前から人数が3割から4割減っているという状況でございますので、そういった面で建設業界も労働力不足が否めない状況であると聞いております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 運輸関係も教えて下さい。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 具体的な数字は聞いてはおりませんが、運輸業者さんからは、やはり若年層で運転免許の種別も変わっていますので、なかなか若い人の人手が居ないという事を伺っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私が再度、質問した事は、浜中町が労働者に対する待遇が悪いからこうなったという様な事ではなくて、「他の町村よりも来てもらえる様な待遇改善が図られているけれども、こうなんだ。」という答えも、6月議会ではあったと思うんですよね。そういう中で、なお人口が減っていき、この様な施設など、例えば50床ある野いちごにヘルパーが集まらない事から、40床、ひとり増えて42床になったとか、最もこれから重視していかなければならない問題でしっかりやる事が出来ないという事が町としても大変な問題だというふうに考えていると思うのです。私は、何か浜中町に住む事についてハンデがあるのかなと私は、考えました。

次に述べてある様な感じをもちました。釧路市に住む、あるいは都市部に住む人とのハンデについて、安心安全の生鮮食料品店が少なくなった事や日用品を売る金物屋さんや呉服屋さんといっても人口減で商売が成り立たなくなっている、色々と用事をたすには釧路市まで行かなければならなくて、時間外には対応してくれない診療所から離れて、一時診療も町外に求めた多くの人々は、釧路の大きな病院に月に1回は通院している。車のない人は、公共交通機関で回るのが大変で、バスで市立病院に行ったついでにホームック、最近できた釧之助に行くにしてもタクシーを使って回らなければならなくて、映画にも行きたいと思うのですが、行けば1日かかるという事もあってなかなか行けない、有名な人の講演があっても聞きに行けない、霧高では、国公立大学に受験できるところまでレベルが上がってきたものの、青少年の基本に沿った教育では、環境的なハンディを埋めるためにまだお金がかかるなど、同じ郡部でも厚岸には、港町や真龍にスーパーや海産物の販売所がある。釧路には、浜中の半分の距離で行ける。別海は、広い範囲に点在するが、病院や介護、養護施設があり買い物には、農協、ストアが集落で営業している、中標津のスーパーへも近い。この様な事が他の地域と比べてみても少しにぎやかさが足りないなという感じもします。それだけに埋もれて浜中町の住み慣れている所にきちんと私たちは意識しながら、この問題を考えていく必要があると思うんです。水産業への行政からのきめ細かな支援があったり、福祉保健課の子育て支援など他

に見られない誇るべき施策もあるんです。そこで考えついたのは、小中高等学校で今も支給されているへき地手当というものがあるのですが、時々給料が増えるという事になって恒常的に働く人たちの賃金が増えると言う事、私も教員になってから退職までへき地手当を受けていました。この手当を町内で働く勤労者に全て適用させてはどうかと言うふうに考えました。それで学校の先生たちが受けているへき地手当について1級地から5級地まで本俸に対して何%のへき地手当が支給されているのかお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正蒼君） へき地手当でございます。これにつきましては、先ほど議員言われたとおり1級から5級までの5段階それとへき地に準ずる学校として準へき地学校、合わせて6段階あります。それぞれの加算率は、本俸への加算率で北海道に置いて決めておりますので1級につきましては8%、2級につきましては12%、3級16%、4級20%、5級が25%そして準へき地学校と言う事で4%となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 教員に支給されているへき地手当は、教職員にとってどの様な役割を果たしてきたのか説明していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正蒼君） このへき地手当の教職員にとっての役割につきましては、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在する公立の小中学校などに勤務する教職員に支給される手当として、交通費をはじめ子育てなどの生活費に大きな役割を果たしてきたと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 教職員の場合は、その様に今、課長が言われたとおりの支給額になっているという理由なのですが、教職員に限りこの様な制度が今日まで続いているという事については、道教委はどの様に説明しておりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正蒼君） このへき地手当につきましては、へき地教育振興法また、へき地教育振興法施行規則に基づきまして教育の機会均等の趣旨から特殊事情に応じた教育内容の充実、教職員の確保、施設及び設備等の面における総合的施策を明らかに

し、国及び公共団体がそれぞれの段階において施策を実施する事とし、へき地における教育の水準の向上を期するという事で地方においても、へき地教育振興法におきまして日本全国を統一した教育をきちんと確保しようという様な形で進められていると考えられます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今の説明がありました。私は、ずっと教員をやってきて大変便利で有難い制度を作ってくれたものだと思って受けていたんですけども、教員という仕事のみにおいてへき地手当というのは、どうなのかなという感じしております。具体的にいえばいろんな仕事を持っている人と一緒に住んでいて、なぜ教職員だけがもらえるのかと言う事からすれば、役場の職員あるいは漁師の皆さんや農家の皆さんも本当に地域のためとか国のために働いて税金を出したり、食料を生産するという点では、本当に尊敬される職業でないのかなというふうに私は思いました。教職員だけに支給されてきたという事では、この様な時代においては、なかなかお金が回ってこないという事からすれば、私は浜中町に住む多くの勤労者に対して同じ様な制度をつくるべきでないのかなと考えたわけです。もう少し細かく聞きたいのですが、このへき地手当は、私が浜中町に来て35年になるのですが、この35年間の間に社会情勢もいろいろ変わりました。JRで昔は、国鉄でしたが走っている電車の本数あるいは、近くに生鮮食料品店があるとか、昔来た時は、28集落がある中でおよそ40軒の食料品店があつて小さな集落でも食料品店がありました。しかし今、先ほど生鮮食料品店は2軒しかないという状況もあるが、ほとんどの人たちが自家用車を持つ様になってとっても便利になったんですけども、これにお金がかかるという点では、へき地の状況が大きく変わったとは思えないんです。そういう点から散布中学校、私の居た時は、たしか2級だったと思います。霧多布中学校も、へき地2級、浜中中学校も2級だと思いましたが、35年間で変わりましたか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 35年前に比べてという事ですので、35年前の昭和58年度の各学校のへき地級は、散布小中学校が2級、霧多布中学校が1級、浜中中学校が1級となっております。現在は、散布小中学校は2級変わらずです。霧多布中学校は1級これも変わっておりません。浜中中学校は2級となって1級から2級に変わっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 35年前から見たら1級が2級になっていたと言う学校もありまして1級そのままは、霧多布中学校だけだという事ですね。その時代と今の時代を比べて、どの様な点でへき地の点数が減ったり伸びたりしたのか分かりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） これは、いろいろ先ほど議員も言われておりましたが、それぞれ、へき地級に際しての算定がございまして点数化でございます。先ほど何点か挙げられましたとおり、あくまで学校の位置からの部分でございますが、学校から駅や停留所までの距離、診療所までの距離、高校までの距離、郵便局までの距離、役所までの距離、スーパーマーケットとかまでの距離など、だいたい2キロ以上から120キロまでと言う事で距離数を24それぞれ点数化させて点数をつけてへき地級の指定のところに決めていくと言う様な状況でございます。それぞれの変更等がありましたら基本的に6年ごとに見直すと言う事になってございますので、それに合わせて点数づけをしまして道教委の方に上げてへき地級の等級を決めていただいているという様な状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 現在のへき地級で今、小学校も中学校も減ったんですが、最高の等級ある3級の学校は、現在ありますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） 浜中町では、3級はありません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 浜中町で20校近くあった時の等級なんですけれども5級と言うのは1校くらい聞いた事があるのですが、4級が貫人、それから西円朱別が4級だったと記憶しております。姉別南小中学校がありまして、そこは3級でした。35年前は3級だったんです。私の勤めていた霧多布中学校は2級だと思っていたら1級だったんです。私は、浜中町全域をみたら15%くらい、2級と3級の間のパーセントでだいたい15%くらいのへき地手当の支給でどうだろうと考えたんです。もし換算する事が出来るのであれば教育委員会として浜中町全域を見た場合に何等級くらいになるのか計算されておりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○**管理課長（舟橋正蒼君）** 浜中町全体としては、計算しておりません。

○**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

○**1番（加藤弘二君）** だいたい15%で換算できればすごいなという様な経済状態なのではと思います。自分自身は、この浜中町に転勤してきた時に高校に上がる長男が1人と次男、三男、四男は、姉別中学校の2年生でありまして、2年後には全て釧路市の高校に下宿し進む事になり、それが終わったら高校から大学まで9年くらいかかり卒業したのですが、その時のへき地手当は、1人半の下宿費を賄うくらいの手当がついて、私はとても助かった記憶があります。私は、今の現状を見てへき地手当という言葉は、あまりよくないのですが、この様な地域に住んでいると都市部とこの様な地域の生活の差がとてもついておりまして、1週間に1回釧路市まで行き用を足さなければならぬと言う事実もあります。そういう点からすれば、私は何とかして、このへき地手当を浜中町で確立してはどうかと思うんです。なぜ思うのかというと生活の過程でずっと生活して来た人が、ある時期から突然漁業はもう出来ない、皆それぞれ進む道があるから外に出すんだ。農業の方もやっつけられないと言い、子供にも進む道があるんだと言って外に出て行きました。各種学校が出来まして、そこの学校に行ったらすぐ就職が出来るという宣伝もありまして、そのためには、奨学金も沢山借りれるんだという事もありまして、多くの若者がそこに向かって行ったわけです。それで中には、成功した人もいると思うんですが、実際には、大変な思いをして都会で生活しているんです。そういう事からすれば、国策で子供たちを良い高校、大学へ国が進めていったという事があるので、労働者を大都市に集めて余ったお金は、企業の方で使い道もなく留保金として貯めているという事なんです。金額にして425兆円、年間25兆円という様な事は、本当に大都市に対して我々が奉仕したと言う生活が長く続いたのではないかなと思うんです。この様な事からすれば浜中町民は、今まで都会でお金を使い出してしまったという事なんです。今、町民が困っている時にへき地手当を交付税として上げてもらい、他の地域に比べたら同じ職種であっても15%の手当が付くという事になれば、大宣伝して浜中町に向かってくる労働者もいるのではないかなと私は思いました。この考えについて町は、どの様に思いますか。

○**議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

○**企画財政課長（金澤剛君）** ただ今の御質問にお答え申し上げます。議員おっしゃるとおり人口の都市部集中というのは確かな事だと思っております。本町の様な町で過疎

化が進むという現象が続いているのも事実であると思っております。ただし人口減につきましては、もう日本全国が現在人口減に移行しております。その大きな要因ですけれども、現在におきましては、出生率の低下というのが人口減の大きな原因だと思っております。戦後直後であれば兄弟6人、7人というところでありましたけれども、現在一人っ子、多くて2人3人という様なところで人口が減少しているのではないかなと思っております。必ずしもその様な事を考えると国策による人口減というふうには捉えられないと思っております。現在の本町の状況ですけれども、人口減に歯止めをかけるべく基幹産業である農漁業の振興等、安心して子育てをしながら働ける環境の整備を進めているというところがございます。後継者就業交付金制度であったり、高校世代までの医療費の無償化、保育料の軽減などの施策を展開しているところがございます。この様な政策につきましては、本町独自のものもございますし、大きな都市では実行できないと言う様な政策でもございます。そういった事を展開して、働きやすく魅力あるまちづくりを展開する事で人口の維持、更には増加に繋がればと思っております。そういう事を展開する事によって豊かなまちづくりに繋がっていきたいと考えております。必ずへき地手当の支給が本町の町を豊かにする事に直結するという事にはならないというふうと考えているところがございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） その辺が難しいところかなと私は思うんです。出生率の低下といいますけれども、やはり来てもらえないと望めない事ですから、働き方改革という言葉もあります。働いても働きがいのある町、その様な制度が出来る事によって田舎に来てもらうかという事も皆さんそれぞれの課でやられていると思うんですが、私は、浜中町としては、ほかの町と同じ様な形で同じ様な事をやって見つけるのもいいのですが、私は、もっと抜本的に改善して何とかこの町で働く人たちにお金が貰えないものかという事で私は考えてもらいたいなと思っております。例えば中山間直接支払制度という制度がありまして、中山間で生活を営んでいる方々が自然の景観を守ったり、あるいは自然環境、洪水や嵐によって崩壊する様な自然でなくて、どんな防風雨が来ようとも自分たちの畑を守り維持管理するという、仕事をやりながら自然を保管しているんだと言う立場で、国は、中山間直接支払制度で農家1戸当たり100万円、個人に50万それから皆で使っていく50万円この様に現在も続いていると思うんです。私は、その様なへき地手当という気持ちはあるのですが、この様な制度で酪農家に出されている中

山間制度と同じ様に浜中町に住んでいる皆さんがここで働いて自然を守って行くという制度から同じ様なお金が年間100万円であると言う事になれば、私はへき地手当に匹敵する様な大きな助けになるのではないのかなと思うんです。それは、中山間の中身と同様でなくてもいいのですが、この浜中町に住んでいる事で国に大きな貢献をしている事から中山間直接支払制度の様な名称で支給するという事などを考えられないものかなと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。大変難しい御質問なのかなという様に考えておりますけれども、中山間直接支払制度これは、農業関係でございます。本町の基幹産業でございますけれども、これは、国策として1次産業を活性化させ、守っていかなければならないというところに主眼を置いて交付されているという様に私としては、考えております。

今回の質問ですけれどもへき地手当、仮称ですけれども、へき地手当という事で、本町の場合ですと酪農業と漁業を基幹産業にする町という事でございます。この1次産業につきましては、ハード面であったりソフト面であったり国庫補助事業等がございます。更には、そういった事でソフト事業にも財源措置がされているという状況でございます。当初の質問の趣旨を拝見させていただきまして、サラリーマン世帯の関係の御質問なのかなという事で考えさせていただきました。これは全体的な問題の質問なのかなという形で捉えております。一律に全ての方がそうだと思うのですが、仕事をして1次産業の方は、一生懸命酪農、漁業を頑張って収入を得る、サラリーマンの方は自分で好きな企業、役所なりに手を挙げ就職して自分の働いた対価として収入を得ると、これが本来の本筋だと私は思っております。そういった中で一律の手当と言うのが果たしていいのかどうかというふうには、思っております。こういった根拠づけで手当という様な形で施策を展開するべきなのかを考えなければならないと思いますけれども、以上の様な事を考えると確かに背に腹は代えられませんので、収入が上がるという事は、生活の向上に直結するという事は理解するところですが、さりとて直結するからといって政策できるという訳でもないというふうには考えております。逆にいうと、浜中町にどの様な魅力があるのか、それをどの様に発信するのかの事業を展開するのが先決だと思います。他の町では、受られないけれども浜中町に行ったら利益としてあります。例えば都市部より田舎の方は確かに病院とかが遠くて不便だと言う事があると思

います。ですけれども逆に物価が安いという事で言われる事もあります。そういった浜中町ならではのメリット、ここに主眼を置いて別の形で恩恵が受けられる、都市部では、先ほど申し上げましたとおり医療費の無償化は出来ていないというお話をさせていただきましたけれども、そうすると都市部の方が医療費は多額にかかるという事になります。入ってくるお金は、確かに都市部より低いかもしれませんが。ですけれども逆に懐から出て行くお金も少ないんだという事を考えながら政策展開をさせていただきたいなと思います。

その政策展開につきましては、国から財源措置もされております。医療費の無償化については、過疎ソフトが充当されておりますし、就業者交付金制度についても過疎ソフトが充当されております。その様に国でも知らない顔という事ではなくて、そういったものには財源措置もされていますので、財源措置をされるもの、また苦しい財政状況もありますけれども、それを有効に活用して浜中町をアピールさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今、企画財政課長から、まだ我々の努力で特徴ある施策によって人々が集める事が出来るというお話を聞きました。ありがとうございます。

それで最後の質問ですけれども、町長、私がとても難題の事を質問したのですが、町長にとってこの様な事をしてどうだろうかという事で、もし考えがありましたら答弁お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 町長の考えについてという御質問でありますけれども、1つ目に先ほど中山間直接支払いの関係がありまして、ただ農家をやっていけばお金を貰えると言う制度ではないんですよ。そこで生産する農家に対して条件需要化を含めて、これからその様な事が起きるとい事で条件不利地域に支援しているお金で、時限立法で今日まで続いています。簡単に言うと水田では優遇されているから出なかったんです。

逆に牧草地や傾斜地など条件不利地域、浜中町の場合は、牧草を出すしか出来なかったという事なんです。これは、天気の関係、気候の関係を含めて、米を作りたくても作れなかったという事でも条件不利地域だというふうになって、牧草地の面積で出されています。ですから決して農家がやっていけばお金をもらえたと言う制度ではありませんので、間違えない様にさせていただきたいと思います。

それと中身の話になりますけれども、議員から質問されたへき地手当につきましては、私どもが就職した頃の少し経ってから教員の皆さんにその様な手当があるという事を知りました。正直、恵まれているなと思いました。これも法律なんです。地域の子供たちの教育をしっかりとしてもらうために先生方に基本的にその地域に入ってきてもらい、勉強を教えてもらうという事が今の制度であります。等級は、若干変わっていますが、そういう制度で今日があるから、その制度は必要なんだろうというふうに今思っているところです。これは今、議員言われる様に全勤労者、浜中町民の方々に本俸の15%貰ったら役場の管理職以上に手当が貰える様な形で全職員が管理職手当を貰えるというスタイルになるかと思っています。多分うちの職員は、この制度が出てきたとすれば凄く喜ぶのかなというふうに思っております。ただ果たしてその事が出せるのか、そして国がその手当をだしてくれるのか、地方交付税を全部含めているような事があると思えますけれども、あくまでもそう言うところには、お金が出ている仕組みもありませんし、これからも出てこないのかなと言う感じがしているところです。

ぜひ、この人口減とかについては、全国一律に今始まっていますから逆に全国一律にその事をやればいいですけれども、その様な財源は、国にはないだろうと思っております。ただ浜中町としては、この地域を守っていくためには働く場をしっかりとつくる、そして働く場として一番基本的なのは、一次産業をしっかりと守っていく、そして育てていく、そこに働く人たちが増えて行く。今、浜中町では、トンタスという会社も増えました。そして酪農経営自体が家族経営だけでは出来なくなってくる状況ですから、そこで働く人たちが増えてくる、たぶん漁業もこの様になってくるだろうと思っております。議員言われているのは、希望かなというふうに私は感じました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） これで1つめの質問を終わります。2つ目は、こちらのいろんな施設に就職を希望してきた時に条件を出されても住む所を確保していないという事があるようなんです。それで別海の方に行ってみたり厚岸の方に行ってみたりという事も聞いています。家を用意しておくという事が必要条件だというふうに私は思って、とりあえず空き家対策として補修したり就職された場合、町としては家を用意していますという状況をつくってもらいたいと思うのですが、どうなっていますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。空き家対策等定住者の居宅の関係で

お答えいたします。空き家対策につきましては、現在、民間の空き家を対象といたしました浜中町空き家等対策計画を現在策定中でございますけれども、町の基本的な考え方といたしましては、利活用できる空き家等については利活用し、出来ないものについては除却するとしてございます。その中で所有者等の意向を確認しながら、この空き家対策を積極的に進めていきたいというふうに考えてございます。この利活用の関係につきましては、あくまで所有者の責任において利活用をしていただくという事になりますので、その浜中に定住を希望される方に例えば売却するとか、賃貸につきましては、やはり所有者の考えがでございますので、町が民間の住宅を準備するというふうには考えてございません。町といたしましては、空き家対策としての定住促進につきましては、職員で構成いたします空き家等対策検討会議また、外部委員で構成いたします。空き家等対策協議会の中で議論を行いまして、今後対応をしていくという考えでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 来年度、何人か募集するという様な状況の中で今年の状況から見ても10件の空き家を改修して町で用意して、月々2万円から3万円とかの家賃の準備ができていないと募集しても住む家がないからという状況になるんです。私は、少なくとも来年度、募集するとなれば役場の職員、臨時職員であっても町で持っている職員住宅が何戸空くのかも含めて、私は少なくとも5戸は用意して、月々の家賃はいくらだということまで踏み込める様な準備をしないと、せっかく来た職員をなかなかつかまえておく事が出来ないのではと思うのですが、その点は如何ですか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問でございます。本町の職員の採用の関係で申し上げますと、募集人員、例えば5人募集しましたら職員住宅は、当然その様に定年退職で空き家になる、あるいは民間のアパート、マンションを斡旋するとかで町外から来ても入居できる環境を整えつつ募集しているというところでございます。これは役場の例でございますけれども、一般企業であっても社員を町外から募集するという事になりましたら、本来は、住む所を自分で決めるという事ではなくて、企業努力として住む所を確保してあげて、その中で先ほど防災対策室長が御答弁申し上げましたとおり、民間空き家の活用と言う話になるのではと捉えております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 時間もありませんので、私の希望を先ほど述べましたが、その様な形で何とか準備していただきたいという事を述べて質問を終わります。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですけれども、この際暫時休憩します。

（休憩 午前 11時56分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 通告に従い一般質問をいたします。質問事項の1点目は、景観条例、景観計画の策定手順についてであります。

平成29年昨年の9月定例会で質問しておりますけれども、浜中町らしい景観を維持していくためには、景観条例を制定し、知事と協議し、景観行政団体の指定を受けてから、景観計画の策定という段取りになるという事でありました。そこで条例制定には、景観法第9条の規定により、住民からの意見を反映する必要があることから、町長は、総合計画のアンケート調査と合わせ景観に関するアンケート調査も3月に実施してございます。町長の答弁のとおり基本に戻り、少しでも早くやっていきたいという事でしたので、大いに期待をしているところでございます。そこで以下の質問に御答弁をいただきたいと思っております。

1つ目は、景観条例の制定及び景観計画策定の手順そのスケジュール等について改めて御説明をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。議員御存じのとおり景観に関するアンケート調査を実施させていただきました。今後このアンケート調査の結果に基づき景観条例の制定に向け取り組まなければならないと考えているところでございます。

景観計画につきましては、景観条例を制定し、その規定に基づき計画を策定する事になります。条例に計画を定める規定を盛り込み、更には、審議会を設置して審議会に諮る事も規定する必要があるかとございます。条例の制定に向けて今後、取り組みたいと考えておりますので御理解願いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 前向きに取り組みたいという事でした。

2点目に入りますが、景観に関するアンケート調査を実施していただいておりますけれども、分析の結果ですけれども、それに基づいての判断が今されて回答され答弁されたと思っておりますので、その分析結果は今後どのような形で公表されて活用の方法、例えば総合計画の中に位置づけしていくという事があるのであれば説明をいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） この度のアンケートでございますけれども全戸配布により6月1日から20日の間にかけて実施しております。

総配布数2322部、回収数は638部で回収率は27.5%という結果になってございます。

公表についてですけれども、このアンケート内容を全部町広報に掲載することは、不可能でございます。ダイジェスト版という形で概要を広報に掲載する事で考えております。全ての詳細につきましては、ホームページで集計結果を見れる様に公表させていただきたいと思えます。

活用のお話でございます。先ほど条例制定に向けてアンケート結果に基づいての条例制定になろうかと思っておりますので、当然、条例制定の根拠それから景観計画の策定の参考という形で、その中にアンケート結果を盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） その様な形で活用されるという事ですので大いに期待をしております。景観条例制定に向けて活用するという事が第一の様です。それとダイジェスト版等で周知をしていただけるという事ですので有難く思っております。

それと3点目に入りますけれども、平成27年に改定した環境基本計画については、本町の環境保全政策の基本的方向を定めております。行政は、これに沿って平成36年までの10ヵ年計画で各事業を進めていくという事でございます。

そこで浜中町環境基本計画の25ページに浜中町らしいエコツーリズムの推進というのと農村環境、農村景観、漁村景観の創出というのがありますが、この中では、主要施策にある酪農業と漁業を活用した新たな産業の創出の中で示されているエコツーリズム研究会、仮称ですがこの設立を具現化したい、それと霧多布湿原の景観形成保全協議会で景観に配慮した形態色彩を模索するというふうに謳っておりますけれども、現状と

してどの様な方向で動いているのか、その実態について御説明いただきたいと思いません。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。エコツーリズム研究会、仮称こちらにつきましては、本町内のエコツーリズム、エコツアー、湿原センターで指定管理者によるエコツアーという実績はありますけれども、この研究会の設立につきましては、現在のところ取り組めていないという状況でございます。書いてあるとおり基幹産業である酪農業と漁業を活用したという事でございますので今後、産業団体とも協議しながら、相談させていただきながら考えさせていただきたいというふうに捉えているところでございます。

また霧多布湿原の景観形成保全協議会の関係でございます。現在の景観問題ですけれども同協議会で協議していた頃と御存じのとおり大きく様変わりしているという事でございます。その様な事を考えれば、霧多布湿原に特化したという事ではなくて浜中町全体の問題として景観条例、先ほど御答弁申し上げました景観条例の制定などにも取り組みながら、全町的な景観行政に取り組むべきと考えておりますので、全町的にそういった形で取り組ませていただきたいなという様に考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） それでエコツーリズム研究会については、今後も更に検討を加えていくという事ですし、景観形成保全協議会これについては、設立してあったと思うんです。それがまだ今後も機能していくのかどうか、その辺言われる様にこの25ページに書いてあるのは霧多布湿原の景観形成保全協議会それで色彩とかを検討しているという事でありましてけれども、まさに言われる様に浜中町全体として酪農も漁業、市街地も含めてですが全町的な視野で経過を考えていくという事で、新たに協議会を立ち上げるのか、組織的にはあると思っておりますが、それが機能していないとすれば新たな視点で作り直すという事もあってもいいのかなと思っておりますので、その辺の基本的な考え方を述べていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問ですけれども霧多布湿原保全協議会の方ですけれども、6年以上協議会を開催していないという状況でございます。当時の設立の要綱がございましてけれども、その中には、協議会の委員の任期等が規定されていない

という大変お恥ずかしい話なんですけれども、内容に不備なところもございます。結果、委員に選任してお願いして、そのままの状態で来ているという状況でございます。当時、琵琶瀬自治会を含めまして霧多布湿原周辺の自治会長さんなどに協議会の委員をお願いしているのですが、年数が経っておりますので、その自治体の役員等も顔ぶれが相当変わっております。そういった事を含めると協議会を解散した事にはなっていないのですが、同じ形で実動させる事は、不可能だと思っております。そういう事も含めまして先ほども全町的という事でお話しさせていただきましたけれども、新たに人を選任し直して全町的な問題として捉えていきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 6年以上改正していない実態もあるし、霧多布湿原に特化しているわけですから、それを見直して全町的な視点で検討するために新たな組織で進みたいと言う事で捉えていいですか。分かりました。

それとエコツーリズム研究会の関係ですけれども今、移住定住に向けて地域おこし協力隊これを募集していると思うんです。それで私、1人では少ないと思うんです。同じ協力隊であっても2人、3人居れば協力し合って浜中町へ行ってみようかという気持ちになってくれるのかなと思っておりますので、ぜひエコツーリズム研究会を立ち上げて町内にあるNPO団体と連携しながら進めていく、農村漁村の活性化を図っていくという様な事を考えるべきだと思うんですが、その地域おこし協力隊を今、募集をかけていますので、その実態と合わせて御答弁いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今、地域おこし協力隊の関係でございます。オリンピック景気と言いますか、そういった形で浜中町ばかりではないのですが、手を挙げていただける方が少なくなっているのが実態でございます。ただ、これが実現できるかどうか分からなくなってしまったのですが、実は、ただ今1人の方から問い合わせをいただいております。本来であれば今週末にルパン三世フェスティバルそれと岬まつりが実施されるという事で東京から来るという事でした。その時にお話を伺いたいという御相談を受けた方が1人いらっしゃいます。御存じのとおり、どちらのイベントも中止になってしまいましたので、今、連絡を取り合いながら、その様な状況になったのですが当日、浜中町に来る予定ですかと問い合わせをしております。募集状況については、そういう様な形でございます。担当として本人にお会いした後その後、面接という段取

りを考えたいなという事でお会いするというつもりで浜中町にイベントに合わせて来るという事でしたので、その様な対応を取りたいと思っておりました。また、産業振興もという事でエコツーリズム研究会、地域おこし協力隊を活用できないかという様な趣旨の御質問だと思います。御存じのとおり本町の地域おこし協力隊は、移住定住に向けた活動をしていただくための募集となっております。当然、移住定住の活動をしていただくのですが、その移住定住の活動の内容につきましては、産業振興、エコツーリズムの関係だったり移住定住に繋がる施策という事であれば、当然そちらにも活用するという事は、大いにあり得るのではないかと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） その様な見方も出来ると思いますので先ほど聞いた様に今、ひとりの募集ですけれども、それを複数募集するという考え方について改めてお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の複数というお話でございますけれども、まず今年ひとりの募集になってございます。これから後2ヶ月ほどで新年度の予算編成が始まるわけですけれども予算編成の段階で複数名という事で、実際、今週末に会えて、その後どうなるか分からないのですが複数という事で2人目の方についても予算編成の中で検討させていただきたいと言うふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） ぜひ、そういう方向でいってほしいと思いますけれども、先ほど1番議員から色々な質問が出ていましたけれども産業振興なんですよ。それに向けて、どの様に地域を活性化するかという事が大事だなと思っておりますので積極的に募集活動をしていただきたいと思います。

それで4点目に入りますけれども、本年6月の定例会で景観に悪影響を与える事案として危惧しておりました琵琶瀬墓地周辺の小型風力発電建設計画については、別海町の業者でありましたけれども、この建設予定業者が建設を断念したという事であります。しかし、この業者が取得した用地、これは、同じ様な同業者に転売される事も予想されるわけでございます。町長には、景観を守るための方策として町の自然公園条例これは今、涙岬が条例化されておりますけれども、それに加えて仮称ですけれども、琵琶瀬岬自然公園というふうにして加える事、これによって抑止力が働く、加えて稚内市の様に

小型風力発電等の建設及び運用の基準に関する条例、これは相当厳しいものがあると思えますけれども、これはネットで簡単に調べる事が出来まして結構細かいところまで位置づけがされております。例えば電波障害の関係でいくとテレビ電波等に影響が生じない様に配慮するために必要な措置を講じなければならない、自然環境の分野では、事業者等は小型風力発電の建設によって動植物に与える影響を可能な限り回避する様に努めなければならない、それと景観に関しては、地域の自然、歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画しなければならない、もしくはデザイン及び小型風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩に関して周囲の景観と調和が図られる様に配慮しなければならない、それから事業者等は、景観に与える影響は甚大で良好な景観もしくは風致を著しく阻害すると判断される場合は、必要な措置を講じなければならないとか規制の関係もあります。例えば小型風力発電を建設する時は、住宅等から100メートル以上離さなければならないとかの規定があるんですよ。これらを参考にすれば比較的早く条例化をする気になれば出来るのかなと思っておりますので、提言してから1年近く経つわけですので、検討の状況について御説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。本町の自然公園条例ですけれども平成11年の地方自治法の改正に伴い義務化し、または管理を制限するものについての条例でこれを規定されるという様な事から、涙岬自然公園を公費を投じておりますので、公の施設として管理するという事を考えまして、平成12年2月に新規制定された条例でございます。先ほど申し上げましたとおり公費を投じて整備した公園という事です。今の琵琶瀬の墓地周辺なのですが、今のところ公費を投じて整備した公の施設と捉えるのは難しいのかなと思っております。そういう事を考えますと新たに条例で加えるというのは難しいのかなと考えておりますけれども、議員おっしゃいました稚内市の条例、これは私も手元がございますけれども全26条だてになっております。条例が1番拘束力が強いというのも存じております。繰り返しの答弁になりますけれどもアンケート調査させていただきました。景観については、町民の方いろいろ想いがあるというのも分かりましたし、内陸の方が海岸線を見て景観がいいと思うという回答もございます。そういった事も含めて本町の特有の景観は、守っていかなければならないと言う様なアンケート結果になったのかなというふうに思っておりますので、条例や計画の策定と合わせて稚内市の様な条例になるのか、あるいは他の自治体であります

けれどもガイドラインを設けているという自治体もございますので、どの方法をとるのかという選択肢にはなろうかと思えますけれども、その中で今後、条例の制定と合わせて検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 本当に前向きな答弁をいただき本当に感謝しております。条例なり計画の策定に合わせての条例化についても検討したいという事であります。

そこで昨年の9月定例会で質問しておりましたけれども、策定に向けての体制ですが、私は昨年の9月定例会で条例制定などを研究するために時間が必要だという事も含めて将来的には必要なだろうから、やらないという事ではないし、やるべき事はやっていくという様な事で答弁をいただいておりますけれども私、体制的には、企画財政課の環境政策係がありまして、それに関して係長が課長兼務なので増員して向かうべきではないかという話に関しては、翌年度の4月の人事異動に関して担当課長と調整しながら検討していきますという様な答弁を副町長から伝えておりました。現実的には、今年4月の人事異動では1名減と逆に環境政策係が統合されまして企画調整係の方に事務部署等は移行しましたけれども、実際的には1名減という様な状況の様でございます。それで今の企画調整係については、浜中町の総合計画であります総合計画の策定に向かって突き進んでいますので、私は、その景観に関して指定景観条例なり景観計画について合わせてやってほしいという気持ちはあるのですが、優先すべきは、総合計画の策定だというふうに思っておりますので、まず私は、体制作りに向かう適正な職員の人事配置をしていただいた上で、向かってほしいと思います。来年すぐに向かうという事で少し時間が必要かなと思ひ、私は逆に心配しているんです。今、少ない人員の中でこの様な話にはならないと思ひますので、まずは体制を整備して総合計画を策定してしまつて、その後に景観条例なり景観計画策定に向かつてほしいなと思ひます。それまでの間とりあえずは、すぐ事務的に出来る分野としては、稚内市の様な規制が出来る様な小型風力発電に関する条例これの整備が必要かなと思ひます。これについては、条項は、ある程度分かっていますので、それに習つて策定できるのではと思ひしておりますので、それを聞いて私の景観に関する質問を終わりたいと思ひますが、副町長なり町長の存念があればお答えいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） お答えをいたします。昨年9月定例会の折に担当課長とも調整

して人事配置を考える、その結果として全く正反対な結果でありました。全体的な人員を確保できませんでしたので現場がやっぱり最優先という事もありますので、圧縮するとすれば総務管理部門だろうという事で今のアンケート等もまだ形になっておりませんので、課長との協議の上で2人体制で何とかすると言う事で1名削った結果です。新たにアンケートをとりまして、これから景観計画の策定作業も合わせて、まず最優先は、総合計画でありますので、今2人で頑張っておりますが、来年の配置に向けて検討していきたいと思っております。ただ、それは比率でいけば総合計画に軸足を移しますけれども、やはり準備期間中の経過に絡む業務についても合わせて進めてまいりたいと思っておりますので、今、緊急の状況ですけれども職員の確保が非常に厳しい状況であります。浜中町は、来年3人募集します。うちの希望者が9人なんです。この一次試験が今年の日曜日にありますので、それを経て一次試験を合格してほしいなという期待を持っておりますが結果どうなるかという事がありますけれども、充足された折には、職員の採用には二次試験もありますので、その辺の判断を踏まえて最終的な結果ができましたら、その人員体制の中で担当課長とも調整しながら検討に向けて進んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） ただ今、事務方のトップであります副町長から答弁をいただきました。昨年9月も答弁をいただいて、この様になっておりますので今後しっかりお願いしたいと思います。

次に2点目の質問に移りたいと思っております。町道の維持補修についてでございます。町道路線の維持管理は、町内業者に委託しておりますが、安全な通行が出来る様に道路パトロール等で適正な管理がされていると思っておりますが、業者の委託は、石橋組と出口興産にお願いしているわけですが、パトロールやっても業者の方は、穴があらしたらそれを、運用して通行に支障のない様にするという状況だろうと私は、理解しておりますが、生活生産道路であります町道でありますから、簡易舗装された町道の一部においてクラック、ひび割れが広がったり、著しくくぼんでいる箇所があるので、それらを業者からの日報等であがっていると思うのですが、現地を担当課の方で、直接そういった場所を確認した上で今年度と来年度の計画的な舗装の改修をやっていくべきかなと思っております。私、海岸方面を中心に見ましたけれども、写真の一部を撮っております。クラックが入っていたり、へこんだりしていますけれども、これは現地を

担当課長も確認しておられると思います。下海岸、上海岸の海岸周辺けっこうありますので、その辺の判断をどうするのか今後に向けての答弁をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） お答えします。町が管理する道路を対象に平成27年度に道の社会資本整備交付金を活用して道路路面性状調査を委託して路面性状、これにつきましては、ひび割、わだち掘れ、道路の平坦性を調査し、今後の適正な維持管理や修繕事業へ基礎資料を作成した結果に基づき修繕箇所の優先度を考慮し計画を作成いたしました。

また、この計画の他まちづくり懇談会で地元要望のあった箇所についても担当者が現地を確認し、計画に盛り込み道路維持管理の中で順次補修を行っております。御質問のありました著しく損傷している箇所については、委託業者と担当者が現場で確認し、交通量の多い道路につきましては、常温合材を使用し穴埋めを行ったり、クラックに関しましては、範囲の小さい箇所は、路盤を置き換えて募集したり広範囲の箇所につきましては、部分補修をしながら対応してまいります。現在、その様な対応しておりますが町内全体を見ますと、まだ補修しきれない部分があります。全てを補修するには、予算の問題もございまして担当課としてしっかりと予算を確保し今後の整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） この町の維持補修でありますけれども、委託している業者から日報があがっていると思うのですが、それは月ごとの月報という形であがってきているんですか、その辺を教えてください。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 今言われたとおり委託業者2社から月報でいただいております。また緊急性を要する様な箇所につきましては、連絡を受け、その場で町も時間等を調整して現場でおち合って現場確認を行っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 了解しました。計画的な補修の優先度を見ながら、やっているという事ですので理解いたしました。特に私が思っているのは、渡散布の海岸に入ってくる市街地に向かって入っていく道路ですけれども、あそこについては、去年も毎年計画的にやられていると思っております。今年、何メートルくらいやられるのか継続

してやってほしいなと思いますし、相当、へこんでいる所がありますので、もし万が一雨が降った後に通ってスリップして車が破損した場合には、道路管理者の責任ですので道路管理者に過失があるという様な事で損害賠償の責任を負うという様な事にもなりかねませんので、道路を優先度を見ながら琵琶瀬地区や湯沸地区にもありますから、その分をよく見て判断してやってほしいなと思いますけれども、将来的な事で予算をぜひ確保したいという事ですけれども、これは町単費でしかないと思うのですが、そういう事で理解してもいいですか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） 前段にお話がありました、渡散布の件でございます。

昨年、延長67メートルしかできておりません。今年につきましては今、設計をこれから行う最中ですが予算をとる段階では、100メートルを予定しております。ここにつきましては、実際道路を走って分かるとおりに結構ひどい状況ですので議員言われるとおりに年次計画をもって徐々に奥の方に入っていくという形をとりたいと思っております。

次にスリップ等で町の過失責任が問われるといった件につきましてもスリップ以外にも大きな陥没等が生じてそれに対してタイヤがパンクしたという話もでてくる可能性もありますので、そういった大きな穴につきましては、委託業者にすぐ電話をして穴埋め作業を行っております。最後に予算の件です。これにつきましては、あくまでも町単独事業という事で今の段階では、行えておりません。新規の道路であれば防衛もしくは、社会資本整備の資金を活用しながら出来るのですが、あくまでも現状ある道路の補修につきましては、現段階では町単独事業という事でしか取り扱いませんので、その出来る範囲でしっかり行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 担当課の腕の見せところだと思いますので予算をぜひ多く確保して頑張してほしいなと思います。

最後の3点目の質問に移らせていただきます。道道の交通速度制限についてでございますが主要道道別海厚岸線の渡散布のバス停付近は、急カーブであって歩道や横断歩道が設置されております。近くに神社もあってお祭りの時なども道路の周辺で行われるという事ですけれども、こちらは、速度規制がされておられません。それから追い越し禁止にもなっておりません。通学児童や高齢者にとって大変危険な急カーブになっているわ

けでございます。そこで厚岸に向かいバス停までの上り区間町道の交点を過ぎた直線に入る区間までを速度制限40キロに制限する様に行政から行政機関これは道道ですから道それから警察公安委員会が規制する窓口だと思いますが、個人では、なかなか無理だと思いますので、行政を通じて要請していただきたいなと思っておりますので見解をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。御質問にあります主要道道別海厚岸線の渡散布バス停付近の区間を40キロの速度制限にする様に行政の方から関係機関へ要請すべきという事でありまして、この路線は、道路交通法による一般道の法定速度は60キロと定められている区間でありまして。これまでの要請等の例で申し上げますと横断歩道や手押し式信号機の新設また一時停止標識の新設など交通規制の変更をする場合は、ケースによっては、町から直接要望するという事もございますけれども、これまで色々と要請した中では、地元自治会、町内会からの要望これらの要望等に基づきながら議員おっしゃってございました様に交通規制の関係の所管であります北海道公安委員会、窓口になっているところは、厚岸警察署の方になりますけれども、そちらを通じて要望を行ってきたという事でございます。御質問の内容も当然に60キロから40キロと交通規制の変更を伴うものでありますので、地元自治会あるいは警察それから関係機関と現地の状況を確認しながら協議させていただきたいという様な事で始めていきたいと現在考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） なかなか交通規制をするというのは簡単にいかない事だと私も思っております。地元の自治会等と地元住民、警察行政との現地確認これが優先してからの対応という様な答えでありました。1つ申し上げますと場所的には写真を撮っています。皆さんも記憶にあると思いますけれども、この危険な急カーブでは、数年前にバス停から降りた渡散布の高齢者が横断歩道を渡っている時に厚岸から来た車両に跳ねられた経緯があります。幸いにして即死ではなかったのですが、死亡事故扱いにはなっておりませんが、その後、入院されてそれが原因で亡くなったというふうに私は聞いております。地域の子供を持つ親、通学児童がそこからバスに乗って散布の学校に通うという事で歩道がずっと左側に散布の学校までついていますけれども、距離があるためにバス通学をしているという事でありまして。そこは、横断歩道もありますしバス停もあり

ますから、そこから子供たちが乗るわけですがけれども保護者の方は、非常に危険であると地域内で認識している様であります。これ私個人にPTA会長からも要請がありまして今質問しているわけでありましてけれども、現地を先ほど答弁があった様に確認をするという場合については、父母の方々が立ち会いますと言っておりますので、ぜひ声をかけていただきたいと思っております。この様な方向が1番手っ取り早いのかなと思っておりますけれども、教育現場を預かる教育長の考えも聞いておきたいなと思います。その対応は学校からは直接聞いていないと思うのですが理解できると思っておりますので、行政と一緒に行動を移していただけないものか、その辺を確認しておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） この場所は、自分もよく通る場所で状況をよく把握しております。学校の方あるいはPTAの方から、この関係について交通規制をお願いしたいという要請要望も特にありませんでしたので、この度、定例会の一般質問で聞かれましたので学校の方に色々問い合わせをしてみました。状況的には渡散布の児童生徒は、通学バスも走っていませんし、保護者が車に乗せて学校に通っていて、そのガソリン代の一部分を支給してあります。あの場所の近くに新たに家が建って、そのの住まわれている保護者が夏場は自転車で通る事もあるし、あと放課後も含めて生徒があそこ通るといった情報も聞いております。そういった面から自治会あるいは警察署、行政、我々も含めてそういった状況を確認しながら方向性について検討していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 行政サイドの方から加えてお話できる事があれば確認しておきたいのですが今の関係について、お答え願いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、教育長が申し上げておりました様に児童の関係もございまして、この事については、地元学校のPTAも含めて現地確認も一緒に見てもらいながら、今後どの様な方法がとれるかと言う事も含めて協議させていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 質問に入らせていただきます。本年3月議会で9番議員から光回線の修正について財源対策も含め次期総合計画に盛り込み年次計画を作成し推進すべきではないかという質問がされました。これに対しまして、国や事業者支援を要

望し第6期総合計画に載せていきたいとの答弁がされております。これを踏まえ改めまして、その必要性及び具体的なアプローチ等についてお尋ねいたします。

まず1点目ですけれども、私が住んでおります茶内地区のある企業から光通信網整備に関する問い合わせ等があった様に伺っております。私の知る範囲では、その会社の本社がその機器が数年後に更新される事によって光回線未整備地区支店なり営業所では、単に速度が遅いというばかりではなく、システムの機能できなくなる弊害が起こりうるという事から町に問い合わせをしたという所までは、伺っております。それでその問い合わせの内容あるいは、要望だったのかも含めまして、その詳細内容それに対する行政としての対応状況を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。問い合わせの内容でございます。こちらにつきましては、本社のシステム更新による光回線程度のデータ通信が必要となった場合、茶内地区では、どの様な対応が出来るかという様なものでございました。町側の対応ですけれども、まず茶内地区では、光回線のサービス提供が行われていないという事は最初にお伝えさせていただきました。その上で町が整備したFWAと言う無線アクセスによるサービスがあるという事をお伝えしております。

通信速度や条件などが希望に沿うものかどうかにつきましては、本町でFWAサービスを行っている通信事業者に問い合わせさせていただきたいという事で業者を御紹介申し上げていると言ったところでございます。その後の動きと言うのは、聞いてございません。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） その業者からは、特別に問い合わせが無かったと言う事で理解しているのかなと思います。このFWAですけれども、茶内市街の場合は、ADSLそのもので直接インターネット等を利用している状況であります。システムの詳しい事は、分かりませんが光回線専用のシステムというものに対してこのFWAは、対応できるのかという点で分かっているのであれば答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。このFWAでございますけれども整備した経緯がございます。当時、町内へ最先端いていたのは、ADSLとFWAに手を上げた時、光回線が町内に整備されていなかったという事でADSL回線並みという事でFWA無線で整備しているというふうに捉えております。ADS

L並みという事ですので光には及ばないというふうに考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 近隣でいきますと別海町が1番近いところかなと思いますけれども、他の自治体では、この光回線が整備された事によって人口減対策の意味からもテレワークという取り組みによって、その企業等の誘致に取り組んでいる現状がございます。総務省の方でも、このふるさとネットワーク推進事業という事でテレワークの拠点整備等については補助を出すなど、総務省の方でも、こうした取り組みに普及促進を促しているという現状がございます。たしか30年度は、長沼町もこの制度を活用して誘致に取り組んでいるという情報もございます。特に今年の場合は、本州方面の猛暑こういう傾向に近年気候になってきている中で、なおの事この様な対応が可能であればこのテレワークというものは、企業としても望んで増えてくるという事が想定されると思います。特に釧根地区は、夏でも快適に過ごせるという地域で、言うならば多分、選定される候補地として適しているのかなというふうに自分なりに考えるところです。

また若い世代の間あるいは、もう少し年配の40代くらいの方でも今は、新聞等の紙媒体あるいは、テレビ、メディア等による情報の収集ではなくインターネット業界というものが分野では、大変席卷しているのが現状かと思えます。

またデータ等の送受信につきましては、ファクスではなく電子メール等でのやりとりが一般的になってきているのが現状であります。例えば本町の酪農では、その日の乳質の分析結果を瞬時にデータ送信する事で農家個々が日々の個体管理に役立てるという様な活用もされております。更に近い将来、今現在もある病院でも遠隔医療という事業が始まっておりまして、ネットを通じたテレビ電話的な医師との会話等を含め急病とか例えば病気で体に異常があった場合は、当然病院に行くわけですがけれども、多分そうではないの方が慢性疾患といいますか要するに決められた投薬等のために病院へ行くというのが多いのではないかという中で、ネットを通じた遠隔医療によって処方箋を処方してもらい、病院へ行かなくても地元の薬局を薬が受け取る事が出来るという、そう遠くない未来の時代になってくると考えております。今の浜中町の現状ネット回線につきましては、前回9番議員の質問に対しては、事業者そのものも採算ベースに合わなければ動き出せない、浜中町のFWAの整備の時に総務省の補助事業を使ってしまっているために再度の補助申請等が難しい事からなかなか進めないという様な答弁だったと記憶しておりますけれども、現状のまま放置しておいたら企業を誘致するどころではな

く、今現在この町内にある企業が様々な障害のために町内から転出してしまうという恐れも出てくるのかなと思うんです。隣町の厚岸町なり別海町へ行けば当然、整備されていますのでスムーズになるという観点からいくと、その様な恐れもあるのかなというふうに危惧しておりますし、移住定住対策に考えられて取り組んでおりますけれども先ほどいった様に住みよさから考えますと移住定住先を選ぶ一つの選択判断の材料になってくると思うんですよ。そういう事も考えますと必要だなと言うふうに考えるんですけども、この必要性に対する今現在、行政として出来る、出来ないの財源等もある話ですけれども、この必要性について行政としてどう捉えているのかを伺っておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。後ほど町長から再度の答弁があるかもしれませんが、町としての想いでございます。議員おっしゃるとおり町として、より安定した改正が必要だという想いはございます。ですけれども先ほど議員おっしゃってございましたとおり財源の関係がございまして、それがネックだという事で取りかかれぬ足踏みしているという状況でございますけれども必要性については町としても痛感しているつもりでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） その情報提供については、同じ考えでおります。言われたとおり本当に財源的な事そしてまた今、電話も含めて進歩してきているんです。その事も含めてしっかり見ていかなければならないと思っているところであります。必要だという事は認めます。これからのやり取りの中ででてくるかもしれませんが、その方向で進めていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 想いは一緒という事で、もう1点私が危惧する事がNTT東日本では、近い将来このADSL回線によるサービスの提供を終了する方向で今取り組んでいるという情報も伺っております。私が知る範囲では、2016年7月には、光回線が整備されている地区にあつては、このADSLの新規加入は、ストップされてサービス提供を終了すると言う事でした。大きく5年後の2023年1月末現在をもって、このADSLのサービスを終了する方向で検討しているという内容のネットでの情報もございましてけれども、その点について町サイドでももう少し詳しい情報があるのであれ

ば示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。ADSL回線のサービスについてでございますけれども2016年4月1日から新規申し込みの受付終了、議員のおっしゃるとおりです。23年1月31日をもってサービス提供を終了するというのも昨年11月に発表されてございますけれども、こちらにつきましては、光回線が整備されている範囲内と言う事で捉えております。光がきている範囲でもADSLで契約している方は、自動的に光に乗り換えざるを得ないと言う様な状況が発生するのかなと捉えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 全くそのとおりだと思うのですが、言い換えればこの光回線が整備されていない地区については、23年サービスの提供という事では、光回線を使用する数とADSL回線を今も使用している方の数、要するにこれを維持するための経費ともかかるわけですから、私としては、企業としても当然このサービス料の改定にも繋がりかねない様な事態になってくるんだろうと考える中で光への回線が整備されている事については、切り替える様に様々な特典、例えば回線切り替えを無料でサービスしますという様な取り組みの中で間違いなくNTTは、こちらへの移行を目指しているものだというふうに理解しております。それで朝日新聞社のインタビューでNTTの社長がおっしゃっていたのは、今現在NTT東日本の管轄で、今後、整備されるところも含めて全国90数%の切り替えが可能になってくるとい事なんです。ただ、この残る数%この地区に光を整備するにあたっては、国や地方自治体の協力が不可欠であるというふうに述べております。現に問題があつてから、私、個人的にNTTに問い合わせました。それで地域として極力多くの住民の署名等を集めて、それを地域として回線整備の要望と言うものが可能なんだろうという事でお尋ねしましたところ返ってきた返答は、自治体単位でなければ受け付けておりませんという事でありました。いい換えれば自治体が動きださなければ、いつまでたっても不可能だという事になる訳なんです。そうした中で先ほども同じ想いで必要性については、感じているというお話がございましたけれども、まず財源対策も当然ありますけれども、ある程度、用途が立たない限り動き出せないのだろうというのも理解しているつもりでございます。それで総務省は、来年度に向けて情報通信基盤整備推進事業の現行3分の1から上限2分の1の補助

率でありますけれども、これを3分の2に引き上げ普及促進を図っていく方向性というものが新聞等にも載っておりました。確定ではありませんけれども、この様な動きがある中で、このまま何もしないで必要だという中では、余りにもお粗末かなという思いがあります。それで表題にあります様に具体的な対応策というものについて何かお考えがあるのであれば伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問でございます。まず実際、地域からの要望をまとめて町として要望をしなければだめだという様な事だと思いますけれども、国や自治体の協力という部分では、NTTも民間会社になってしまっております。今までは、多くの利用者が見込めた都市部から整備しておりました。

今後、利用者が少なく利益が少ない地方での整備となるという事になると思いますけれども、この光ケーブルの敷設などは、多額の投資が必要になってくるという事があります。それでも国が補助を出して自治体が整備、設備の構築等を行った上でなら光サービスを提供できる可能性があるというNTTのスタンスなのだと思います。先ほど財源のお話をいただきました。確かに財源が最大のネックになってございます。FWAの時に同様の補助金を貰っております。

また2回目の補助金もという事になれば国の要綱等をみる限りでは、2回目の補助金にはバツ印が付くという事でございますので、当然補助事業でなければ補助残、補助裏の財源についても起債が活用できないという事で財源の問題が大きなネックになるという事で御答弁申し上げておりました。先ほど総務省で3分の2に補助金を引き上げて促進すると言う方針が打ち出されているお話の関係でございますけれども、恐らく2019年度、新年度予算の要求の中に財務省が予算折衝の中で総務省は予算要求をしたいという事だと捉えております。その様な事も考えれば全国的に光回線につきましては、国が補助の規定を緩和していただける様にならないかという事で、この財源確保につきまして願うばかりだと思っております。

この光回線につきまして、現在ある高速通信回線の一つとして非常に有効なインフラだというふうに考えております。整備、ランニングコストもかかるという事もございますので、その辺も含めて今後、検討していかなければならないというふうに捉えているところでございます。総務省では、2020年東京オリンピックの年に次世代通信という事で携帯の新しい電波5Gが実用段階に入るだろうと言う事も言っております。光回

線に変わる手段として5Gを代替措置として活用する事も検討するという事も言われております。この5Gにつきましては、全体ではないかもしれませんが最大で光20倍の速度と言う様な事もいわれております。2020年、再来年でございます。そういった新しい通信手段もにらみながら、前の議会の時にも総合計画に盛り込んでというお話をさせていただいておりますので、そういった事も含めて当然、総合計画の策定の中で光回線が欲しいというお話は、でてくると思っております。行政としても必要だと思っておりますので総合計画の中でしっかり議論していく問題だと思っております。財源が10億の工事費がかかると思っております。そう言ったところで財源がなければ10億の事業を着手できないというのも事実でありますのでそういったところを含めながら何とか住民の気持ちに答えられる政策が出来る様に検討したいという思いがございますので御理解いただきたいなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） この様な答えしかないと思っております。ただ、その答弁ですと3月の9番議員への答弁と全く一緒であって、要するに国の補助採択の内容が変わってくるのを待つばかりだという様なお話でしたけれども、それをいっていたのでは、具体的な行動には結びつかないのかなという想いですよ。それも含め難いところを何とかしていこうという様な具体的な行動は、考えられないのかなという想いもあります。少し視点を変えて通告にはないのですが、FWAこれが整備されたのは、私の記憶だと21年か22年頃かなというふうに記憶しているんです。厚岸町では、総務省の事業を利用して厚岸全地区太田から厚岸を含め全地区に事業の補助を利用して光を配備したという話であります。その時点で、この光回線の整備にかかるコスト、それと今うちでやっている無線通信に係るコストの比較、費用対効果の比較等と比較検討というのはされた経緯があったのでしょうか。

また、それについて議会との話し合いの場というのはその当時あったのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。FWAの供用開始ですけれども24年4月1日でございます。

この予算でございますけれども、今、議員おっしゃったとおり国からの補助でございます。平成22年度の当時、麻生総理だったと思っておりますけれども、国の経済対策で補正予算が組まれていると思っております。その中で予算措置されまして、繰越明許で費用を組み

まして22年度予算の23年度に事業を実施という事でされております。

24年の4月1日供用開始でございます。当時、繰り返しになりますけども浜中町には、22年度の時点ですけれども町内に光回線が整備されていなかったという事で当時の町内の最先端のADSL並みというところで事業を実施したという事でありました。

当時、光があった場合どれくらいかかるのかについては、概算10億円程度と申し上げておりますけれども、その当時で全町で10億円という事で捉えております。逆にFWAですと1億ちょっとで整備が可能だというところで、町内一律にADSL並みという事業費の額とも相談しながら選択をしたという事でございます。

当然そちらの経緯については、予算補正が伴っておりますので議会の方にもそういった情報は提供させていただいていると認識しているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今の件については良く分かりました。ただ、この国を動かしていくため、先ほど町長から中央要望の行政報告もございました。国に動いてもらうため確かに事務レベルで1回制度を使った事に対する再度の申請というものは、誰が考えても受け入れて貰えないだろうと思うんですよ。そこを何とかしていかないと結局実現できない訳なんです。総合計画に載せて単費で少しずつやっていくという事は別ですけども、でも総合計画に載せても結局は、財源確保というのは必要になってくるわけですから、それに向けて今から総合計画に載せるのであれば年次計画をしっかりと立てて年間どれくらいの額が必要になるかというところまで、しっかり詳細を詰めた中で尚且つ必要だという後押し、またどれくらい効力があるか分かりませんが自治会、町内会単位で極力多くの方の署名を集め、これだけの町民の意見なんだという事も添えて財源対策に向けた具体的な取り組みが成されないとすれば、いくら総合計画に載せていても、なかなか進展できない事業という事にもなります。その様になってほしくありませんので将来的な事も考えて必要だと言うところまでは、共通の認識であるならば要望活動も含めた中でそこに風穴を開けて行く様な積極的な行動というものが求められるのかなと思うのですが、町長に質問の最後に御質問をさせていただいて町長の意気込みの想いを伺って終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 私の方から繰り返しになる部分もあると思いますけれども先ほど次世代の携帯通信5Gに代替する事も検討するという事は、総務省のコメント

でございます。

更に光回線を中継局から遠くなるほど通信速度が落ち、離島や山奥では、工事が難しい場合もある、総務省は、これらの地域では、最大で光回線の20倍の速度で通信でき、2020年に実用化が見込まれる携帯通信の5G方式を活用する事を検討しているというコメントもございます。総務省自体がコメントをしているというところを考えますと新たな補助制度がどうなるのか、2回目というよりは、そういう事も将来的に検討されるので、それも見極めるべきじゃないかという事も言われるのかなというふうに考えているところでございます。事業費10億円、これはNTTにランニングコストがどれくらいかかるのかという事の問い合わせもしてございますが、しっかりしたものが整備されて、その施設をきちんと確認させていただいた上でなければランニングコストは算定できないという事で、町内全体に光を引いた場合のランニングコストこれをお答えいただけなかったという事もございますので、この様な事も含めて総合計画の策定の中では、話を出していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、回答しましたけれども、一つとしては、やはり光回線で持っていくとすれば総合計画の中に今入れていかなければならないという話になると思うんです。

今の話というのは、オリンピックの年までの話ですから後2年、3年なんです。ですから、5Gに関して言えば様子を見たいと思っているんですよ。光回線よりも早いと言う事で過疎地域など山間の地域で可能性があると言う事で、今、国が言っていますので少し時間をかけてみるのも一つの方法かと思っています。遅いと言われるよりも、その道もあるのかなと思っています。時間が欲しいという事を付け加えて回答したいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 8番前田議員。

○8番（前田光治君） 通告順に従いまして質問いたします。霧多布温泉ゆうゆの指定管理者の選定についてでございます。

3月の定例会の予算審議で答えられたゆうゆの指定管理者制度の活用は、9月末までにプロポーザル方式により選定し、協定の締結を予定しているとの事でした。その後、選定結果の報告が7月30日の全員協議会で示され1団体1企業の応募があり、結果として霧多布温泉プロジェクトとの間で協定が結ばれる事になりましたが、以下の点につ

いて説明を求めます。

プロポーザル方式による選定は、複数の者に企画を提案してもらい、その中から経験、意欲や取り組み体制、柔軟性等に幅広い判断基準から優れた提案を行ったものを選定できるとの事ですが審査得点の集計書によると選定された団体と企業の得点差は、わずか0.3点であり、具体的には1次審査で団体は58.64点、企業は60.0点、2次審査では、団体は54.7点平均で60.77点企業は53.2点、平均で約59.11点であり、1次審査と2次審査の得点の合計は、団体が119.41点、企業が119.11点と言う僅差であります。得点のみでの選考をするには、疑問が残るのでありまして決定的な理由があれば説明をしていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。選定された理由ですけれども、この度の指定管理者の選定につきましては、浜中町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第4条に掲げる選定基準に照らし、選定するという事とされています。

また選定にあたっては、公正かつ適正に行うため、同条例施行規則第5条選定委員会の設置並びに第6条選定委員会の組織これの規定により9名で組織する選定委員により今回選定を行ったというところであります。御案内のとおり選定にあたっては、2社からの提案に対し各委員により採点を行ったところでありますが、この結果議員おっしゃいました様にわずか0.3点の差で選定という事になったところでありますが、募集の際、要件の他に合わせて審査基準も示しており、その中で1次審査と2次審査の合計により最高得点のものを最も優れた提案を行った応募者という事で選定するという様な事で決めてございましたので、結果とはなりますが、この様な0.3の僅差という結果での選定という様な事になっております。

○議長（波岡玄智君） 前田議員。

○8番（前田光治君） 通告書にはないのですが、最後に、現在雇用している従業員等につきまして今後とも継続して雇用してもらえるのかをお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 従業員の関係でございますが、先般、指定管理者に選定されました霧多布温泉プロジェクトの代表者と現在の従業員全員と面談しております。その中で希望があれば全員雇用するという事で、今、雇用されている方、全てが再

雇用していただきたいという事で全員を雇用していただける事になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 質問者が得点のみで選定するには、疑問が残ると言った様な質問がありました。この事について、あくまでも点数のみに従った方がどうなのかと言う事に対する回答が得られていませんので、その点について答弁願いたいと思います。

総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今の質問の中の僅差で得点のみで選定する部分での疑問という点についてのお答えでございますけれども、9名で組織する選定委員の中での選定にあたっての取り決め、また合わせて審査基準も候補者の声は示しておりますけれども、9名の組織する選定委員の中で項目に沿って得点を積み上げた結果をもって指定管理者を選定しようという事の取り決めの前提の基に集計結果となりました。

結果としては0.3点の僅差になりましたけれども、前段でそういう各委員の総意の基で集計結果を選定するという様な取り決めの中で決定したという事でございます。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○11番（菊地哲夫君） 通告順に従いまして質問いたします。自然災害が大変多い年であった様な気がします。そういう中で今回の第21号の台風そして胆振東部地震によります厚真町での震度7の道内初の地震に見舞われました。亡くなった方々には、哀悼の意を申し上げますと共に、被災されました皆様には心からお見舞いを申し上げます。

また東日本大震災から防災対策を取り組んできておりますけれども、役場新庁舎は実施設計が終了し、道路の建設工事が始まります。そういった中で、また道道琵琶瀬茶内線、主要道道別海厚岸線霧多布岬線の各種の道路が改良また防潮堤の嵩上げに対する要望も行いまして、非常に明るい見通しを感じているところでございます。ハード、ソフト面で各種防災対策に着手している中でございますけれども、特に心配しております霧多布保育所の改築についての考え方をお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 霧多布保育所の改築についてお答えいたします。現在の施設は、平成26年度に耐震診断を実施し耐震度が保たれているとの診断結果が出ておりますが、老朽化が進み補修をしながら使用しております。しかしながら議員おっしゃるとおり現在の施設は、津波浸水域にあり、津波災害時の安全性について大きな課題があることから、移転を含めた施設改築の検討が必要と考えております。平成29年3月

定例会にも2番議員さんから霧多布保育所の高台移転についての質問を受けており、地域や保護者と協議し進めていくと答えておりましたが、現在まで保護者への意見聴取には至っておりませんでした。今後、仮に移転改築となった場合には、その候補地になるであろう湯沸山について役場新庁舎の実施設設計も終わり青写真も出来ましたので、その形状もお示ししながら今年中には、保護者等と協議を行っていく予定であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○11番（菊地哲夫君） 皆さんも御存知だと思いますけれども30年以内に釧路、根室でも震度6以上の地震が来ると千島海溝沿いで69%から78%と高い確率で発表されております。今回の地震でもそうでありますから、いつ来るか分からない災害であります近隣の課題かと思っております。早く道、国に働きかけ早急な対応が必要だと思います。

また茶内保育所も完成しますし、今言われました庁舎の完成イメージ写真も出ております。町長は以前、高台への移転は、風が強いので避難の出来る場所ではないという事で保護者と話をしますというふうに答弁しておりました。避難の出来る場所という事になりますと、緊防債は使えないなのではと思いますけれども如何ですか。

また、これから2年半の緊防債32年度まであります。それと緊防債を使うには、保護者と早急に話し合いが出来ればいいのかと思います。そういった事で答弁をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今の御質問にお答え申し上げます。危惧される緊防債の関係でございます。御存じのとおり茶内保育所は、緊防債では活用しておりません。過疎債を活用させていただきました。議員おっしゃるとおり避難できる場所いわゆる高台ではございませんので、公共施設の高台移転にはなりません。緊防債の対象にならないというふうに考えなければいけないのかなというふうに捉えております。保育所の建設にかかる財源ですけれども、何十年も前は国庫補助2分の1で補助裏で起債を借りるという方法だったと思うのですが、一般財源化されていますので、結果、全部借金をせざるを得ないハード事業という事になってございます。

茶内保育所は、その中で1番条件の過疎債を活用させていただきました。霧多布保育所については、耐震診断の結果、耐震度があるという結果になってございます。更に耐

用年数もまだございますので過疎債も使うのが難しいという事でございます。高台移転で緊防債という事になれば、今度は期限があるというところでございます。希望的な観測としては、伸びるのではないかなというふうに考えております。これは決まったことではございません。来年度になろうかと思えますけれども、前回も要請させていただいておりますけれども継続に向けて来年度は要望をだすという活動もしなければいけないというふうに考えておりますが、そういった中で保護者の移転を希望する場所を保護者の意見を聞きながら、場合によっては、過疎債も考える事もあり得ますので、そこら辺の状況を判断しながら協議させていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○11番（菊地哲夫君） 茶内保育所は、緊防債が使えないというのは分かりますけれども、今の話では、緊防債が31年、32年度分が緊防債が使えると思うのですが、来年からやるとすれば33年度に緊防債を使うという様な形になるのか、やはり緊防債と過疎債を使う事によって全然違うと思うんです。早い段階でやらなければ何かあった時は、大変だと思えますよ。まだ2年半でありますので、その過疎債を2年半で使える様にして間に合わないのかという事を聞いているのですが、どうですか。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 早期にという事ですので、年内には保護者への意見聴取を行い、早期に方向性を生み出していける様に進めていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 私の方から若干お話をさせていただきたいと思えます。緊防債の期限32年度末でございます。議員おっしゃるとおり2年半残っているという事でございますけれども、今のところ保護者とお話が来ていないという事で移転場所を確定する事ができない保護者がどの様な選択をするかというところだと思ってございます。何も考えないで安心できるのが高台なのですが以前にもお話ししたと思えますけれども吹き曝しになりますので、子供が可哀そうだなという事も現場として、その様な危惧もしている様でございます。この様なところも含めて保護者の方と協議させていただくという事になると思うのですが、それを受けて基本設計なり実施設計、更に建設工事という事になろうかと思えます。そういった中で、期限については非常に厳しいというものがございますので、緊防債が活用しきれないという事もあり得るかなという事

で先ほど答弁をさせていただいたところでございます。ちなみに過疎債と緊防債の交付税算入のされ方は若干違いますけれども、どちらも元利償還金に対して70%交付税算入でございますので、条件はどちらを活用しても一緒でございます。そういった中で同様の財源確保に向けて、または財源確保できる範囲で事業を展開できる様に早期に取り組まなければいけないと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○11番（菊地哲夫君） この間、消防議会で黒潮町へ行って来ました。やはり霧多布小学校と同じ様な所に小学校、中学校、保育所があったんですよ。保育所は、建設して2年くらいしか使っていなかったけれども山の上に建てましたという事を言っておりました。それを聞くと小学生、中学生ならば裏が山になりますという事で避難する事が出来るのですが、保育所の子供となれば大変だという事を聞き、この様な感じを受けましたので質問をしました。

霧多布保育所につきましては、やはり高台に移すべきだと私は思います。風あたり、日あたりが良い悪いではなくて高台に行く方が安心できると思うんです。そして保育所が高台にあって一時避難所にした場合に親が迎えに行くと子供も安心して一時避難できるんです。この様な事を考えながら色々やっていただきたいと思いますので1年でも早く霧多布保育所を高台に移転させてあげた方がいいと思いますけれども考え方をお聞かせ下さい。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 財政的な事ではなくて保育所の現場の事で説明させていただきます。議員おっしゃるとおり高台へ移転した方が安全だと思っております。保護者の方から、これから意見も聞きまして湯沸山となるであろうと思いますが、役場新庁舎の実施設計も終わって青写真も出来ましたので、その中で建設候補地を示して保護者の方と協議していければいいのかなと思っておりますので早急に行っていきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 気持ち的には、議員と同じ考え方であります。少しでも早く高台へ移転させたいという事は、そのとおりで思っています。ぜひ、早急にこの事も含めて、もう一つは、この緊防債は、後で期待できるというふうになってしまうたら今の気持ちが崩れる話ですから後でもいいのかというふうになりますが、厳しいかもしれませんが

ども、急いでやらせる事に重点をかけていきたいと思っております。金額の関係などもありますけれども、その決意でいきたいというふうに思っています。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○11番（菊地哲夫君） 早急に建てるという町長の言葉でございますけれども、私は、防災広場を有効利用して保育所を建てたらグラウンドにして使用できるとかという事も国、道の方にも聞いたり、要請が出来ないのかなと自分なりに思ったりしているんですよ。そういった想いで早急にやってやりたいという様な感じがしますし、出来るだけ早く保育所を安全な場所に移転して子供たちを安心させるという事で緊急の課題として考えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。学校ICT環境の促進についてでございます。

ICTと言うのは、インフォメーションの略でありまして、日本語ではアンドコミュニケーションこれは、Cですけれども通信伝達Tにつきましては、テクノロジー技術と合わせて学校情報通信伝達技術環境の促進についてと言う事でございます。

人口知能のAIそしてビッグデータIOT等の先進技術が、高度化して産業や社会生活に取り入れられ、社会のあり方が大きく変化するソサエティー50時代が今後、表れて来ると言われております。

少し難しいかと思えますけれども説明をいたします。人口知能このAIと言うのは、ATファイナルインテリジェンスと言う略で人口知能と言う事でございます。人間の知能をコンピューターがシステム化する事を人工知能と言うそうでございます。ビッグデータこれは、巨大なスイッチまたは、情報そしてIOTこれはINTERNET OF THINGSというふうに呼びまして、あらゆるものがインターネットを通じて接続されモニタリングコントロールを可能にするという概念コンセプトの事であると言う意味でございます。またソサエティーというのは、この社会を5分割して狩猟社会がソサエティー1.0、次の農耕社会がソサイエティー2.0そして工業社会これがソサイエティー3.0今の時代が情報社会ソサイエティー4.0と言う事があります。この次のソサイエティー5.0と言うのは、情報技術など複数の技術を組み合わせ新たな製品やサービスを生み出すための研究の事を示しているという事でございます。IOTやサービス工学でもない広い概念の新しい科学技術この様な時代が今後、訪れて来る

と言われております。この様な状況のもと、2020年度から本格的に実施される新しい学習指導要綱これらの小学校では32年の7月1日より中学校では、33年の4月1日より新しい学習指導要綱が実施される予定でございます。この小学校のプログラミング教育を必修とするなど情報活用能力を学習の基礎とする能力と位置づけ、インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーすなわちICTを活用した学習指導を飛躍的に従事する事を求められております。その前提として学校のICT環境が整っている事が必要です。しかし必ずしも全国または、各市町村において整備が十分でないのは現状でございます。そこで国は、昨年12月に学校のICT環境に係る整備方針を策定されました。本年度2018年度から全国の全ての公立学校で3クラスに1クラス分の児童生徒用パソコン普通教室の無線LAN整備などが実現される様、年額1,805億円の地方財政措置を講じております。その中で全ての子供たちがICTを活用した学習に取り組める様に2022年度を見据え、学校のICT環境整備を早急に実現していく事が必要です。

その意味で以下質問いたします。我が町の現在の学校のICT環境の状況、ア、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数、イ、普通教室の無線LAN整備率、ウ、普通教室の校内LAN整備、エ、超高速インターネット接続率これは、100Mbpsと呼びます。オ、超高速インターネット接続率は30Mbps、カ、普通教室の電子黒板整備率、これは、文科省が調査して浜中町もお答えしたと思いますけれども、あえて皆さんに分かる様に今の現状をお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） ちょっとお待ちください。一般質問中ですけれども、この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時58分)

(再開 午後 3時30分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 御質問にありましたとおり情報活用能力は、言語能力、問題発見活用能力等と同様に学習の基盤となる資質能力の一つとして新学習指導要領に明記されております。これを踏まえまして町内小中学校の現状について御回答いたします。

まずア、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数についてであります。本町においては、小中学校8校の児童生徒数426人に対し、教育用パソコンが151台整備されております。この数値から本町における教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数は、2.8人となっております。この値は、平成25年6月14日に閣議決定されました第2期教育振興計画で目標とされています。3.6人という数値並びに平成29年3月現在の国の平均値5.9人よりも多い値を示しております。

次にイ、普通教室の無線LAN整備率についてです。普通教室の無線LAN整備率につきましてお答えいたします。現在、町内における小中学校につきましては、整備されている学校がございません。したがって0%でございます。

次にウ、普通教室の校内LAN整備率でございます。普通教室の校内LAN整備率につきましては、全小中学校の普通教室に整っておりますので100%でございます。

次にエ、超高速インターネット接続率まず100Mbps以上の整備率でございます。こちらにつきましては、全小中学が100Mbps未満でございますので0%でございます。

次にオ、超高速インターネット接続30Mbps以上の整備率についてお答えいたします。8校中2校が50Mbpsで、それ以外は30Mbps未満でございますので30Mbps以上の小中学校は、8校中2校であり、25%でございます。

次にカ、普通教室の電子黒板の整備率でございます。電子黒板を整備しております学校は、町内1校だけです。学級数を基にした電子黒板の整備率にいたしますと3%ほどになります。しかし、これに変わる大型提示装置としてのデジタルテレビにつきましては、普通教室34学級に対し32台整備されております。電子黒板とデジタルテレビを合わせた整備率に直しますと97%になります。今申し上げたデジタルテレビにつきましては、電子黒板と機能は少し違いますが実物投影機と組み合わせる事で電子黒板と同等かそれ以上に手軽で効果的な大型提示装置として使う事が出来ます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 今説明いただきましたけども、少し文科省の調査報告と若干数字が違いますけれども、それぞれ0%のところもありますし、電子黒板についてはデジタルテレビ合わせて97%という回答でございました。そういう意味で文科省が調べた北海道の平均ですけれども、浜中町は、大変北海道では、現在5.2%、普通教室の無

線LANは26.6%、高速インターネット100Mbps以上が北海道では40%、30Mbps以上が25%、そして電子黒板整備率は16.5%という、まだ浜中町においては整備する部門と整備済みという事でインターネット環境、ICT環境がこれから進むのかなと思います。そういう意味で了解しました。

次に2番目の国で打ち出されたアからカの2022年度までの自治体の目標数値がほとんど100%ですけれども、地方財政措置が今年度よりとられております。合わせて分かれば地方財政措置の内容、そして現在、教員校務用のコンピューター整備率、先生に対して1台100パーセントであります、通告にありませんけれども、もし分かれば合わせて、この目標数値と先ほどの2点を答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 今のお話の中で公務用パソコンの話の部分についてだけお答えさせていただきます。現状、教育用パソコンにつきましては、整備がかなり進んでいるのですが校務用パソコンについてはまだ整備が余り進んでいません。現状は、各学校に1台ないし、2台入っている学校がある程度でございます。今後、計画的に先生方の校務に使うパソコンを整備していく計画で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 地方財政措置の関係でございますけれども、たぶん、国庫補助制度が創設されているのではないかというふうに財政サイドとしては認識しているところでございます。

この交付税措置の方につきましては、単位費用を分解しなければ分かりませんので、今この場では、お答え出来ませんが、国庫補助制度が創設されたというふうに認識しているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 目標数値についてお答えします。2018年から2022年における国の教育のICT化に向けた環境整備5ヵ年計画に目標とされる水準が示されております。その中から、アからカの御質問内容に対応した部分についての目標値とそれに対する本町の現状値についても御説明させていただきたいと思います。

まず学習用コンピューターの整備についてです。国の目標水準は、学習用コンピューターを3クラスに1クラス分程度整備するというものです。これに比較すると町内全て

の中学校は、既に目標水準を達成して整備されております。今後、目標水準に達していない小学校の整備を進めてまいります。次に電子黒板を含みます大型提示装置についてでございます。国の目標水準は、全ての学校について大型提示装置を各普通教室1台、特別教室用として6台整備するというものです。これに比較すると大型提示装置につきましては、先ほど申しましたが普通教室において97%の整備率ですが、特別教室用の整備がまだ進んでおらず普通教室用のものも移動して使っているのが現状でございます。特別教室分を含めた整備率は、現状39%となっております。次にインターネットの通信速度と無線LANの整備についてです。国の目標は、超高速インターネット及び無線LANを100%整備すると言うものです。本町の整備率は、先ほど申し上げたとおりです。今後も整備と管理を進めて今ある環境の中で効果を上げる様できるだけの対応をして取り組んでまいります。基本的には、2022年に向けまして国の水準に少しでも近づけるというのが本町の目標でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 了解しました。ほとんどのIOT整備が100%目指すという事でした。

先ほども関連して10番議員が光ファイバーの件で質問しましたけれども、まだ我が町では、進んでいないという意味で、答弁では痛感していますが、その方向で進めていくと言う事でございます。やはり学校においては、文科省の目標のとおり100%を目指していかなければならないという責任があると思います。ですから何らかの形で整備をしなければならないと思います。この3番目にありますけれども、教育委員会におけるICT環境整備計画を早期に策定する様に促されて教育委員会として国、道よりも、この我が町としての今後の年度別の整備計画は、どの様に計画して推進していくのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 御回答申し上げます。まず、これまでのICT環境整備に関わる経緯も含みまして今後の年度別、整備計画について御説明させていただきます。

まず本町におきましては、2014年度、平成26年度から浜中町教育研究所の特別委員会としましてICT特別委員会を設置しております。この特別委員会では、毎年指定校を置きまして指定校のICT教育推進のための研究活動費を予算化しております。今年度で5年経ちまして本年度で町内の小・中学校の全てを指定した事になります。こ

の予算措置におきまして小中学校で環境整備を進めてきたところでございます。2019年度、平成31年度につきましては、ICT機器の整備状況も含め、研究実践活動を取りまとめる中で2020年度から全面実施されます小学校学習指導要領そして2021年度から全面実施されます中学校学習要領に備えていくと共に2022年に向けて国の水準に近づける事が出来る様に計画的に整備を進めていくという方向で考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 簡単な整備計画をしていくという事でございますけれども、先ほども地方財政措置されていますから、やる、やらないは各市町村の自治体でございます。やろうとしたら国としても補助事業または、一般財源で必ず措置される訳ですから、どうか年度計画で100%これも実質2020年から小学校でやらなければならないというふうに学習要綱に情報活用能力の育成という事でコンピューターや情報通信ネットワークなど情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る事としたこと。そして小学校においては、各教科等の特質に応じてコンピューターでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を2020年度から実施する事とした、この様に学習要綱にあります。この様に整備している自治体としていない自治体とは、やはり児童生徒が教育からかけ離れて行くという事ですので、一早く国がいわれている目標と言われている同じ水準で学習指導要綱を実施できる様に努力してもらいたいと思います。我が町は、なかなか光回線ができない状況でございますけれども、その中で、学校ごとですので個人ではありませんので、私の知っている範囲では、個人でも多額の使用料を払えば光回線を引っ張れます。私の知り合いが鉏路市内で引っ張っていますが、月2万円ほどかかると聞いております。ですから、局番ごとに交換機がありまして、そこから光回線がきています。例えば散布小中学校は、交換機から学校まで光回線を引っ張れると言う事なんです。霧多布小学校は、光回線ですから、茶内小中学校、浜中小中学校も近くに交換機がありますので、調べておりませんけれども1回線パソコンの台数によって需要が変わると思いますけれども、数十万円なり、また整備費としてかかると思いますけれども、学校だけでも単独回線で整備してほしいと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） ただ今、御質問ありました電話交換機まで光回線がきてい

る部分で、学校だけでも環境を整備したらどうかという御質問でございました。
実は、各地区の電話交換機まで光がきているのかという状態も確認してございませんので、そこをしっかりと確認して今言われたとおり国も進めておりますし、そういった学校の教育の中で学習を取り進めるという様な事で進んでおります。その中で予算的なものも関わってきますので、そういった環境的な整備的なものを確認し、更に財政当局と協議しながら、もし来ている様であれば、いくらかかるのかという事も具体的な金額に上げて協議して進めてまいりたいなというふうに思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 了解しました。調べて、それに向けて取り組んでもらいたいと思います。

最後に教育長の想い、この考えもお聞きしたいと思います。この未来ある、どんな地域であろうと時代的に沿った教育を生徒たちに指導していかなければならないと思いますのでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 学校のICT環境整備これにつきましては、全ての項目において遅れている訳ではありませんが、部分的には無線LANと言う事では、確かに遅れもあります。文科省では、今年度から2022年度までの5カ年、先ほど御指摘がありました毎年1,805億円を地方財政措置していると言う事ではありますが、補助金などと違って今、文科省の関係については、御承知のとおり平成14年頃から補助金の一般財源化いわゆる三位一体改革で補助金の一般財源化になって地方財政措置額がされているわけですが総合計画に基づきながら教育委員会としての施策、財政当局、町長とも相談していきたいといった形でなるべく文科の目標に沿った形で進めていきたいと思っておりますので御理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 次に2項目の防災資格者推進についてでございます。

災害大国である日本において日常から防災対策は欠かせません。1995年の阪神淡路大震災の教訓を踏まえて予測不可能な被害に対し、正しい知識と適切な判断を兼ね備えた人材を育てようと防災士制度の検討が開始されました。2003年から現在までに日本全国に10万名を超す防災士が誕生し、防災や減災活動のリーダーとして活動しております。そこで防災士の基本理念として防災士とは、自助、共助、協働を原則として

社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、その為の十分な意識と一定の知識、技能を習得し認証された人を防災士と言われております。そして自助これは自分の命は自分で守る、共助につきましては地域、職場で助け合い被害拡大を防ぐ、協働は町民、企業、自治体、防災機関が協力して活動する、そして防災士に求められる役割として大きく三つあります。

一つ目として災害時に公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、二つ目として災害発生後の被災者支援の活動、三つ目に正常時の防災意識のこの三つの活動の訓練この様に求められております。災害時の被害を少しでも減らすためには、正常時の活動が重要になっています。大災害などの災害の発生を防ぐ事は出来ませんが、これら災害に対する十分な知識と万が一発生した場合の対応知識を備える事により私たちの生命や財産に対する考えを大幅に軽減させる事が可能であると言えます。今後、発生するであろう巨大地震災害に備えて減災と社会の防災力向上を目指し、活動する防災士には欠かせない存在となると思います。

以下、質問をさせていただきます。まず我が町の防災士の人数これらの職業別と地域別について御答弁を願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 議員おっしゃいますとおり、地域の防災活動のリーダーを担うという事ございまして、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する民間の資格でございます。今年、8月末現在で全国で15万3000人が登録されているという状況でございます。町内には、現在5名の方が登録されておまして、その内訳いたしまして、郵便局関係者これはOBも含めまして4名、役場職員OBが1名となっております。地域別では、霧多布北方面に2名、茶内方面に2名それと浜中方面に1名となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 今聞いて驚きましたけれども、浜中町には5名しかいないという事でございます。ましては、役場のOB、郵便局という事で大変残念でございますけれども全国で15万人は居ると言われております。全国の自治体1800近くありますけれども、やはり各小さな町においても10名や20名の防災士が現在いるかと思いません。この様なことで浜中町は、今までは防災の町としてありましたけれども、やはり防災士の人数がまだ足りないという事で数字を聞いて思いました。

2番目にありますけれども、この様な実態でございますから、やはり今後この地にも地震、巨大地震、津波がくるというふうに表示されておりますけれども、今後この防災士資格受講者を増やしていく事が大事だと思います。

地域で各自治会28ありますが、まず推進の考えを聞いてから再度質問しますけれども、今は5名しかおりませんけれども、今後どの様にして数多くの防災士を各地域において正常時の防災意識の啓発これが大事かと思っておりますので、どの様な推進の考えがあるのかをお答え願いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。資格者の推進の考えでございますけれども、防災士になるための要件でございます。三つの要件がございます一つは、日本防災士機構が認証する防災士育成研修講座51時間の講座のうち最低でも12時間以上の受講義務があります。受講できなかった残りの講座は、自宅学習、レポートの提出を義務づけているということ。

二つ目といたしましては、防災士資格取得試験を受検して合格すること。

三つ目は、救急救命講習を受け、その修了証を取得していることの三つの要件が必要とされているという事でございます。町では、防災時に議員おっしゃるとおり地域の防災力を高めるといふ部分では期待されておりますので、今年11月に札幌で開催されます試験がございますけれども、これに関しましては、町の防災対策室の職員1名が受検する予定となっております。しかし先ほど言いましたけれども資格取得のための講座と試験これは年に1、2回程度札幌でしか開催されていないということ、それと自宅学習、レポート提出が義務づけられていて札幌での講座の受講も12時間と言いますから丸二日受講しなければいけないし、別に救急救命の講座も受けなければならないという様に4日程度の日程がかかってしまう、取得の経費も受講料自体は、6万円程度かかるという事で、それに旅費を合わせますと10万円以上かかるというふうに考えておりますので、一般の方に関しましては、負担が小さくないというふうに思われますので、この防災士の資格取得と言う事については、町としても強く今現状では推進することは、難しいのかなというふうに考えていまして、これにかわる部分の対策を考えていかなければならないのかなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 今、室長から答弁をいただきましたけれども、11月3日、4

日に年1回開催します。以前も自衛隊で防災マスターという講習がありまして同僚議員も3名ほど受けましたけれども、それも受けようと申し込んだのですが、都合が悪く受ける事が出来ませんでした。この11月3日、4日も残念ながら地域で文化祭が開催されるという事で受ける事ができませんでした。自分も質問する以上は、防災士になろうかと思っております。この様に先ほども言いましたけれども6万円がかかるという事でございます。しかし調べてみたら特例という事があるんです。この特例規程と言う防災士機構で警察官、巡査部長以上退職者を含む消防官これは退職者を含む、これは消防、副師長、消防士の階級者、これが特例また日本赤十字社、救急救命士、消防団員も特例であります。これは、消防分団長以上、消防団員になって20年以上の方が特例なんです。ですから我が町には、沢山のOBの方、現職の方がおります。防災士になろうとすればすぐなれます。これらを受講しなくてもいいんですよ。受講料を8千円払えば特例として認められるという事でございますので、退職したばかりという方は知識もありますので、どうかこの様な方に防災士なってもらい、試験、受講料として3千円、防災士資格認証登録料5千円の8千円で済むわけでございます。その特例がありますけれども、防災室長として、その方に推進していく考えがあるのか、その点を御答弁願いたいとます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。防災士の特例につきましては、議員おっしゃいますとおり警察官、消防職員、消防団員、それと赤十字関係の職員などがございますけれども、一般の方につきましては、消防団員の方が主だと思います。消防団員につきましては、消防団で分団長以上の職歴を持つ方、OBも含むという形で防災士の認証特例を定めているという事でございますけれども、この特例は研修自体が免除されるという部分がございます。

それと試験自体はこの資料見ますと、試験は受ける様な形になっている様な状況になっております。また認証の関係につきましては、登録料と試験料と3千円と5千円という事で、合わせて8千円かかるという様な状況でございます。それでこの方の防災士として活用していきたいという部分につきましては、町としても1人でも多くの方に地域防災のリーダーとなっていただきたいという部分もございますので、先ほどなかなか難しいというお話もしましたけれども、難しい中でも可能な方がいらっしゃればぜひ、この防災士の試験を受けていただいて、防災士になられて地域で活動していただきたいとい

うふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 試験は受けなくてもいいんです。登録料5千円と受験料3千円となっておりますので、消防団員になって20年以上でするのでこの金額で認定されます。金額は分かりませんが、その防災士推進のために助成金を助成している自治体があります。この資格取得の助成制度というのが、北海道で浦河町、上富良野町、新十津川町、月形町、函館市、美幌町、北斗市、和寒町、栗山町これだけの我が町の防災意識を高めるためにリーダーとして防災士に多くの方になっていただきたいという事で助成制度を設けて推進しているという北海道の町村があります。特例制度というものがありますので、まず今年、防災係から1名が防災士の試験を受験しますけれども、消防士だった方また消防団員で分団長以上の方に対して推進をして自ら防災士になってもらい、責任もある立場になるかと思えますけれども、この助成をして多くの方に推進をして避難訓練を行う時に事前に会議を開いて訓練の人そして消防士を中心にしっかりと防災に対して意識を高めていく必要があるかと思えますけれども再度、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。消防団員の受検の関係であります。

これにつきましては再度、確認させていただきたいというふうに思っております。

それと各他の町村の防災士派遣の関係で支援を行っているという部分でございますけれども道内でも、議員おっしゃいますとおり複数の市町村でこの防災士の資格取得のための支援、補助等をだしているという状況でございます。近隣では、根室市が自主防災組織の活動の助成金の中で防災士の資格取得の経費を助成しているという様な状況がございますし、町村によっては、2、3名を派遣する募集をかけているという様な町もございます。この様な部分で積極的に動いている町もあるという事でございますけれども、やはり試験なく講習だけという様な部分で考えますと防災士という部分以外にも北海道は地域防災マイスターという制度もございます。こちらの制度につきましては、防災士よりもハードルが低く1日講習を受けるだけで資格が取得できるという部分でございますし、釧路、根室管内でも年1回程度は開催されるという事でございますので目的といたしましては、地域の防災のリーダーを育成して少しでも防災の意識を持った人間を育てていくという部分では、広く人材を求めていきたいという事を考えますと

北海道地域防災マスターこれに対して議員おっしゃいます防災士、北海道地域防災マスターこちらの拡大も図っていき、それぞれの状況に応じて進めていきたいというふうに考えておりますので御理解をお願いいたします。

それと助成金の関係ですけれども、この関係につきましては、この地域の防災リーダーを拡充すると言う全体の中で検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 最後ですけれども防災士研修センターは主に全国これは、札幌でも防災士研修センターが50%以上受講されて推進しております。

ホームページを見ましたら、各自治体に人数がまとまって希望があれば出張してこの受講を開催できるという事なんです。町長にお願いですけれども、釧路管内、根室管内、やはり今後、町村間においてもこの様な防災士を推進していきたいという意味で防災士研修受講をするために防災士研修センターを釧根の管内に1箇所でも推進をしていただきたいなと思っております。出張受講講座を開いてもいいという事ですので、合わせて今後、防災士の推進に町長としての考えを聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。まず今いる防災士の資格を取っている人たちとの連携がまだ十分出来ていません。資格を持っているという事が良く分かりませんでしたので、防災士のメンバーは、何人もいるわけです。ですからOBの方でも資格を持っている人たちがいるわけですので、その活用をしたいと思えます。

それとマイスター制度で防災マイスターの方がいる様ですけれども、今年も3名ほどが受験して防災マイスターになりましたが、そのマイスターになっている方々も結構おりますので、その地域に入って活躍してくれる事も含めて防災の中で協力してもらいたいと思っております。まず今いる人たちをしっかりと使っていきたいと思っているところでもあります。それと防災士の資格をとるための費用につきましては、町も補助しようとしていますけれども、しっかりと協議していきたいと思えます。そうすると人数的には、町職員が今、防災士の資格をとろうとしていますけれども、もう少し職員であれば資格取るのも一つの方法かなと思っております。それと、やはり2日も休みをとらなければいけないという事もありますので、受講費をだしてもらって休暇をとって行く事になりますので、少し難しいのかなという事もあります。今後この事についても総合的に協議しながら、物事を考えていきたいと思えます。まず今は、防災士の資格をもっている方、

防災マスターの資格をもっている方の協力いただきながら、防災対策推進の中で、その方々の御協力をいただきながら、安全なまちづくりを進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

◎日程第9 議案第55号浜中町ふれあい交流保養センター設置条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第55号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第55号「浜中町ふれあい交流・保養センター設置条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

浜中町ふれあい交流・保養センターは、平成11年6月開設以来、町民の保養と健康づくりを通じて交流を図り、本町の振興に資するとともに災害時における避難施設としての活用を図ってまいりました。

しかしながら、近年は利用者の減少傾向がみられ施設の活性化が求められているとともに、運営にあたり利用者などから御提言、御意見をいただいております。

このようなことから、センターの運営について、民間事業者のノウハウを活かした施設の活性化及び利用者のニーズにあった業務の展開、さらには管理運営に係る経費の縮減を図るため、指定管理者制度による管理運営を図るため、浜中町ふれあい交流・保養センター設置条例の全部を改正しようとするものであります。

なお、施行期日は、平成30年10月1日としております。

以上提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては、商工観光課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） （議案第55号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第55号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第55号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第56号公の施設指定管理者の指定について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第56号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第56号 「公の施設の指定管理者の指定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本年10月1日から指定管理を予定しております浜中町ふれあい交流・保養センターの指定管理者を、公募した結果2団体より応募がありました。その後、指定管理者選定委員会において、書類審査、プレゼンテーションを実施した結果、厚岸町の事業者1社、浜中町内の4事業者で構成されました「霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクト」が指定管理者候補者として決定されたところであります。

これを受け、「浜中町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第4条の選定基準に照らし、これを選定したものであります。指定期間につきましては、事業期間のスケールメリット及び事業の安定性確保のため、平成30年10月1日から平成35年3月31日までとしております。

浜中町ふれあい交流・保養センターの指定管理者として霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトを指定することについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会

の議決を要しますので、ここに提案したしだいであります。

以上提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） これから議案第56号の質疑を行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 公の施設の指定管理、ゆうゆの指定管理について8番議員から、一般質問がありましたけれども私も少し確認したい事がありますので、議案関係資料の提示の中から数点にわたって確認をさせていただきたいと思います。まず2ページですけれども、予定協定対価上限額1億7,000万円これは4年6ヵ月だと思えますけれども、初年度6ヵ月分2,200万円で今は3,700万円という事でした。これは、この説明資料の21ページと22ページに収支の内訳書がありますが、その上限が定められております。それで超えない範囲という事で平成30年度は、収入合計が1,766万円、支出が3,965万円差し引き2,199万円この額を支払う事になるのですが、これの2,200万円という算定をされているのかなと思いますが、これの指定管理者の収入予定額を下回って赤字になった場合でも増額するという事があるのか、その辺を確認したいと思います。

それから管理の実施計画が示されておりますけれども、施設内のレストラン開設に係る調理室の機材購入費については、補正予算で組まれておりますけれども、レストランを開設するための改修費については、町で負担することはなくなりますか。これは修繕等の費用負担の分担これの取り決めがされているのかどうかをお聞かせいただきたいと思えます。

それと3点目ですけれども、これは、管理の実施計画の7になりますけれども町内の経済効果について必要物品の調達については、本施設運営上に必要な燃料を消耗品費、資材、機材の調達は、優先的に町内企業から行うと言うふうになっておりますけれども、例えば灯油の調達については、町内業者をまわしていたという経過があると思えますが今後その辺はどの様になっていくのかという事で経費を節減するための指定管理者でありますので構成員が配給するという事になるのか、その辺を確認したいと思えます。

4点目ですけれども、基本計画書の1ページに記載されている管理のための基本方針と運営方針に基づき、ゆうゆを管理する指定管理者として構成員が共同で連帯して管理

業務に当たっていただきたいと私は思っておりますけれども、運営管理を募集したりして7月3日に設立した企業組合であります。その企業組合にゆだねる不安はないのか、最後にお尋ねしておきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず1点目の指定管理料2,200万円の関係でございますが、この上限額につきましては平成30年度の下期の決算見込みから算定しております。下期の算定見込みで2,544万7,000円の赤字が見込まれております。その9割という事で切り捨ての2,200万円と設定しております。仮にこれが赤字になった場合でも増額する事はございません。

2点目の改修費につきましては、調理実習室の関係につきましては、町で改修する予定としております。

それと修繕料関係につきましては、50万円以上の大規模な修繕は町で、それ以下の修繕については、年額250万円までは指定管理者で行っていただくと言う要綱になっております。

それと町内からの調達の関係でございます。議員おっしゃいますとおり、燃料の灯油、重油は、町内の三つの業者で4ヵ月に一度交換して入れておりました。ただ今回この指定管理者がそれぞれ業務を担っております。その中で燃料関係については構成員であります綿貫さんが調達するという事ですけども、それをどこから購入するのかは、各店舗からの見積もりをとってからの話になると思いますので、どこからという事は言えません。以前の様にまわすという形には出来ないと思います。あくまでも民間企業の経営になりますので、赤字にさせたくないという事で少しでも安価なところを入れていくと思います。

それと4点目の運営管理の関係でございますが、7月3日に作られた共同体でございますが、代表者である株式会社クロエさんにつきましては、厚岸のネイパル、北見のネイパルそれらも指定管理を受けて共同で受けてやっておりますので、その部分は大丈夫だと思っております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第56号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第57号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談
について

◎日程第12 議案第58号公用車事故被害者損害賠償について

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第57号及び日程第12 議案第58号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第57号及び議案第58号につきましては、関連がありますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第57号「公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について」提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、7月3日午後1時30分頃、浜中町火散布188番地の散布漁業協同組合駐車場敷地内で発生した車両物損事故で、相手車両は、浜中町丸山散布1

あらかしげじ

丁目105番地の「荒木 繁 治」さん所有の車両であります。

事故の概要は、職員が散布漁業協同組合の駐車場から出ようと公用車を後退させた際、後方確認の不注意により、駐車していた相手車両フロントバンパー左側に接触し損傷したもので、損害額は、179,312円であります。

このことから、町が加入しております保険会社の査定により過失割合を町の過失10

0パーセントとし、相手車両損害等の全額を町が負担することで、7月27日示談を交わしております。

このことから、地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。

議案第58号「公用車事故被害者損害賠償について」につきましては、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号により議決をいただくものであります。

この度の事故は誠に遺憾であり、今後このような事故が起きないように安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第57号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案58号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第57号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第59号町道路線の認定について

○議長(波岡玄智君) 日程第13 議案第59号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第59号「町道路線の認定について」提案の理由をご説明申し上げます。

今回の町道路線認定に付す路線であります湯沸高台避難道路は、本年度より着手する新庁舎建設に伴い、町道霧多布3条通、霧多布東4条1丁目18番地先を起点とし、町道湯沸1号道路、湯沸417番地先までの延長683.1メートルであります。

なお、当該道路は、霧多布市街の第3の避難道路として利用する道路を、道路法第8条第2項の規定により町道として認定し、今後維持管理しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第59号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第59号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第60号工事請負契約の締結について

○議長(波岡玄智君) 日程第14 議案第60号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第60号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、緊急防災・減災事業債を活用して霧多布市街地から湯沸高台へと繋がる避難道路の建設を本年度から平成32年度までの3ヶ年に亘って実施するもので、第1回浜中町議会臨時会において、継続費として予算の議決をいただいております。

この建設にあたり、去る8月29日、町内の経常建設共同企業体3社、町外業者2社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、赤石・出口経常建設共同企業体が6億8,418万円で落札いたしました。

なお、工期は平成33年3月31日までとしております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第60号の質疑を行います。

ありませんか。

10番田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 1点確認させていただきたいと思います。こちらの庁舎を解体した部分は、避難道路が出来るわけですよね。33年完成ですので避難道そのもの全

てが今回この契約の中に入っていると思うのですが、この解体部分については、また新たに入札によって業者が選定されるという認識でありますけれども、それでいいのかどうか。

それと解体した結果、道路部分に係る例えば何か支障物が埋まっていたとか仮に発生した場合、この契約額について改定等はあるのかなという思いもありますので、この点についてだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡邊馨君） お答えします。まず1点目の解体部分につきましては、再度契約を行います。これとは別でございます。

2点目の解体後の地質の下に何かあった場合につきましては、今回契約を交わした後に再度設計変更を行いますので、そういった事に対応したいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第60号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第61号工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第15 議案第61号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第61号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、緊急防災・減災事業債を活用して災害時に住民避難の拠点地となる役場新庁舎の敷地造成を本年度から平成32年度までの3か年に亘って実施するもので、第1回浜中町議会臨時会において、継続費として予算の議決をいただいております。

この造成にあたり、去る8月29日、町内の経常建設共同企業体3社、町外業者2社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、今井・農基開発経常建設共同企業体が3億2,832万円で落札いたしました。

なお、工期は平成32年11月25日までとしております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第61号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第61号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第62号工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第16 議案第62号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第62号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、緊急防災・減災事業債を活用して湯沸高台に災害時に緊急援助隊等の活動拠点とする防災広場の造成を本年度から平成32年度までの3か年に亘って実施するもので、第1回浜中町議会臨時会において、継続費として予算の議決をいただいております。

この造成にあたり、去る8月29日、町内の経常建設共同企業体3社、町外業者2社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、石橋・西森経常建設共同企業体が2億2,248万円で落札いたしました。

なお、工期は平成33年3月31日までとしております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第62号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第62号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第63号工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第17 議案第63号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第63号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、茶内保育所改築事業を本年度と来年度の2か年に亘って実施するもので、第1回浜中町議会定例会において、継続費として予算の議決をいただいております。

この建設にあたり、去る8月29日、町外業者5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、株式会社有我工業所が2億995万2千円で落札いたしました。

なお、工期は平成31年3月20日までとしております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第63号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第63号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって議案第63号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎延会の宣告

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

(延会 午後 4時57分)